

令和8年 第1回上島町議会定例会会議録		
招集年月日	令和8年3月4日(水)	
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場	
開 会	令和8年3月4日 午前9時00分宣告	
応招議員	1 1番 尾藤 俊輔 2 2番 宮畑 周平 3 3番 本田 志摩 4 4番 徳岡 誠 5 5番 上村 建太 6 6番 濱田 和保 7 7番 徳永 貴久 8 8番 藤田 徹也 9 9番 亀井 文男 10 10番 濱田 高嘉 11 11番 藏谷 重文 12 12番 前田 省二	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員のとおり	
欠席議員	なし	
自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	1 町 長 2 副町長 3 教育長 4 総務部長 5 健康福祉部長 6 消防長 7 総務課長 8 企画情報課長 9 住民課長 10 健康推進課長補佐 11 海光園長 12 建設課長 13 農林水産課長 14 観光戦略課長 15 公営事業課長 16 魚島支所長 17 学校教育課長 18 生涯学習課長	上村 俊之 村上 和彦 田坂 敏 田房 良和 今井 稔 小林 俊則 坂上 将人 檜垣 明宏 梨木 善彦 山下 省三 今井 孝三郎 山本 九十九 黒瀬 智貴 後藤 隆宏 茂木 昭彦 大林 卓也 山本 勝幸 柏原 利昭

議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 課長補佐	岡本 恭典 田房 聡子
町長提出議案の題目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	上島町海水温浴施設条例を廃止する条例 上島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 上島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例 上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上島町火災予防条例の一部を改正する条例 令和7年度上島町一般会計補正予算（第6号） 令和7年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号） 令和7年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号） 令和7年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号） 令和7年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号） 令和7年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第2号） 令和7年度上島町上水道事業会計補正予算（第2号） 令和7年度上島町下水道事業会計補正予算（第2号） 令和8年度上島町一般会計予算 令和8年度上島町国民健康保険事業会計予算 令和8年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算 令和8年度上島町へき地出張診療所事業会計予算 令和8年度上島町後期高齢者医療事業会計予算 令和8年度上島町CATV事業会計予算 令和8年度上島町介護保険事業会計予算 令和8年度上島町介護サービス事業会計予算 令和8年度上島町魚島船舶事業会計予算 令和8年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算 令和8年度上島町生名船舶事業会計予算 令和8年度上島町上水道事業会計予算 令和8年度上島町下水道事業会計予算 令和8年度上島町簡易水道事業会計予算 工事請負契約の締結について 上島町辺地総合整備計画の策定について 上島町過疎地域持続的発展計画の策定について 上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について	

その他の 題 目	1 一般廃棄物最終処分場に関する特別委員会を設置することについて 2 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について 3 議員派遣報告について（令和8年上島町二十歳を祝う会） 4 議員派遣報告について（令和8年上島町消防出初式） 5 議員派遣の件（上島町立中学校卒業証書授与式） 6 議員派遣の件（上島町立小学校卒業証書授与式） 7 議員派遣の件（上島町立小学校入学式） 8 議員派遣の件（上島町立中学校入学式）
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 1番・議員 尾藤 俊 輔 2番・議員 宮 畑 周 平
会 期	令和8年3月4日～3月13日（10日間）
傍聴者数	20名（男 13名・女 7名）

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は、全員です。

ただいまから、令和8年第1回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番・尾藤議員、2番・宮畑議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長、藤田議員、お願いいたします。

（藤田 徹也 議員、登壇）

○(9番・藤田 徹也 議員)

皆さん、おはようございます。（複数の「おはようございます」の声あり）

議会運営委員会の協議結果について、ご報告をいたします。

令和8年第1回定例会の開会にあたり、去る2月25日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについて、慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日4日から13日までの10日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、藤田議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から13日までの10日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月4日から3月13日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年12月15日、CATV庁舎において、新年挨拶収録に議長が出席いたしました。

同月23日から24日に松山松山市において、令和7年度第2回全員協議会が開催され、議長が出席いたしました。令和8年1月5日、松山市において、2026年賀交換会に議長が出席いたしました。同月6日、尾道市因島において、因島地区新年互礼会に、正副議長が出席いたしました。同月30日、Web、Web会議において、令和7年度全国離島振興市町村議会議長会第2回総会に議長が出席いたしました。2月11日、松山市において、建国記念の日奉祝大会に議長が出席いたしました。同月17日、松山市において、愛媛県町村議会議長会第7回、77回定期総会、同月20日、せとうち交流館において、令和7年度愛媛県立弓削高等学校振興対策協議会が開催され、それぞれ議長が出席いたしました。3月1日、弓削高校、高等学校において、令和7年度第77回卒業証書授与式に議長が出席いたしました。

次に、令和7年12月から令和8、8年2月実施分までの監査委員からの例月出納検査報告書の写しを議員の皆様のお手元に配付しております。いずれも、出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、検査当日における現金保管状況も適正に実施されている旨の報告をされております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長からの行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

本年も国内では穏やかな新年の初めでしたが、大寒波による豪雪や予期せぬ衆議院早期解散など大きな動き出しの年となりました。

本日は令和8年第1回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

行政報告として、昨年12月定例議会後の主な事項のみを報告させていただきます。

まず、1月16日の議員報告会においても説明させていただきました、先田名後最終処分場の許容量オーバーについて、町民の皆様や関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしております事をお詫び申し上げます。

現在、対応策を検討し原因究明も図っている状況であり、詳細が判明した時点において公表させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

12月16日、松山市において「天皇皇后両陛下愛媛県奉迎奉祝委員会設立総会」が開催されました。この天皇皇后両陛下愛媛県奉迎奉祝委員会は、令和8年5月に愛媛県で開催する「全国植樹祭」において天皇皇后両陛下のご来県が予定されており、さらに、令和10年には「国民文化祭」も愛媛県で開催する予定で、この折にも両陛下のご来県を仰ぐこと、また、令和11年、天皇陛下には御即位満10年の佳節をお迎えになられることから、奉迎行事並びに奉祝行事を盛大に実施するために設立されたもので、私はその委員会の顧問として従事することに身が引き締まる思いでございます。

12月23日、国に対し離島振興関係予算確保に関する要望運動を行いました。

当日は、離島関係自治体首長等が10班に分かれ、私は4班の班長として衆参国會議員に陳情を行い、10班合計で278ヶ所を回りました。これは10月の活動内容と同様、令和8年度国家予算の編成にあたり、離島の実情と離島の果たす国家的国民的役割を十分に賢察して頂き、関係事業予算の確保につなぎ特段の配慮を求めたものです。

陳情前には、国土交通省の令和8年度離島振興関係政府予算について、国土政策局長離島振興課長や国土政策局離島振興課長や海事局内航課長などから概要や最新の情報の説明を受け、上島町に該当する予算情報につきましては資料と共に、それぞれの上島町担当課に提供しています。

12月26日、消防団年末警戒出発式、新年1月3日、二十歳を祝う会、1月5日には松山市での年賀交換会へ出席しました。5日から6日にかけては、愛媛県庁や東予地方局・今治支局並びに四国地方整備局・運輸局・財務局等に挨拶回りを行い、本年1年間の要望や協力要請とともに、今後の上島町行政に活かせる新たな情報をいただき協議を重ねてまいりました。

1月14日から16日にかけて上京し、各省庁や議員会館等へ昨年の御礼と陳情を実施してまいりました。

特に、新年度の重要施策の説明や、岩城地区医療施設への要望などを行うとともに、新たな情報が収集できましたので、上島町担当と共に共有し今後の施設に、施策に活かしてまいります。

1月19日から20日にかけて、昨年度に続き、国土交通省、国土政策局長や離島振興課長、他1名による上島町視察がありました。

今回は、今年度整備された弓削地区海苔共同加工施設、離島活性化交付金による支援による支援をいただいているゆめしま寮・さざなみ寮等に加え、ゆめしま海道、海の駅、魚島小中学校、魚島海水淡水化装置、龍宮園、魚島国保診療所、救急艇等、上島町に無くてはならない施設を視察していただきました。

現場では、各施設の利用者や生産者、移住者、離島留学生等、様々な町民と面談していただき、町民目線での上島町の取り組みや魅力、上島町の現状や課題を知っていただける良い機会になりました。

特に佐々木局長は、各所で大変興味深くご質問され、中でもゆめしま寮での留学生との面談では、なぜ弓削高校を選んだのか、普段何をしているのかなどの質問に対する留学生のしっかりとした考えや思いに感心されており、離島留学の重要性を現場で感じていただくことができました。

この視察同行を通じて、離島である本町の施策が魅力あるものであることを再認識させていただくとともに、更なる魅力あるまちづくりをしていく必要があると感じました。

1月29日の全員協議会において、フェスパの早期営業開始、岩城診療所の運営開始に係る賃貸借契約等の契約等の説明を行い、同日の臨時議会では、一般会計補正予算等5議案が可決されました。

中でも一般会計補正予算では、国から交付された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受けた町民や町内事業者を支援するため1人当たり1万8千円分の生活応援商品券を配布するとともに、子育て世帯への支援としては、国の物価対応、物価高対応子育て応援手当に上乗せして2万円の給付を行います。

また、農林水産業者へは、経営の安定化や事業継続を図るため、生産性の向上に資する機械・設備等の導入に係る総額2,700万円の支援を実施します。

残念ながら満場一致の賛成とはなりませんでしたが、上島町としては町民の皆様の物価高騰による負担軽減につながるものと確信しております。

2月2日には因島医師会会長や、会長及び因島総合病院院長など、関係者への要望活動を行いました。医師会への統合により医療科目が充実することや、救急患者受け入れへの柔軟な対応など、上島町へのご配慮に感謝を申し上げます。

今後も院長先生や事務局職員等と連絡・協議を重ねながら、上島町民が質の高い医療サービスを効率よく受けられるよう努めてまいります。

2月8日投開票の衆議院議員選挙においては、上島町は県下で一番の投票率となり、唯一投票率が70%を超えました。

上島町は、国政選挙において6回連続の投票率トップであり、国政に関心を持ち続け、日本の未来を決める大切な選挙に、国民の権利を活かし、積極的に参加していただいている町民の皆様の行動に、心から感謝申し上げます。

今回の選挙結果によって国政が安定し、揺るぎない道を歩んでくれる事を期待しています。

2月12日から13日にかけて全国離島振興協議会と日本離島センターの理事会に出席し、来年度の施策や予算について議決を行いました。

議案の審議以外にも、前年度には無かった「離島の水道事業の維持に関する特別要望書」の内容協議が行われ、本土を上回るスピードの人口減少・少子高齢化の中で、上水道施設の管路老朽化による更新等重い財政負担に対する支援を国に求める要望書を全会一致で確認しました。

2月17日には町村会定期総会、町長議長合同意見交換会、18日には県・市町連携推進本部会議、後期高齢者医療広域連合議会、国保診療施設連絡協議会懇談会が松山で開催されました。

知事や県幹部、20市町が出席した県・市町連携推進本部会議においては、新規重点連携項目として、人口減少対策、①空き家利活用による移住促進。②ひめボス宣言事業所認証制度を通じた企業の魅力向上。③誰もが安心して産み育ててられる環境整備。防災・減災対策として、①被災者支援連携システムの導入等による被災者支援体制の充実・強化。②河川の水難死亡事故ゼロを目指す効果的な連携。地域経済の活性化として、①官民共創の推進。②自然公園を核とした台湾・屏東（ピンドン）県との交流促進。デジタル技術の活用として、①デジタル人材の県内定着など8項目の協議を行いました。

特に、人口減少対策は上島町にとっても重要施策であるので、「チーム愛媛」の一員として、今後も愛媛県と連携を取りながら進めてまいります。

次に、上島町の令和8年度の一般会計当初予算についてですが、来年度も人件費の増加や物価高騰による影響を大きく受ける状況になっており、予算編成に当たっては、徹底した歳入・歳出を、の見直しを行うことで、4年ぶりに70億円を下回る予算規模といたしました。

その編成に当たっては、将来的な減少、人口減少対策を進めながら、交流や観光、DX（デジタル・トランスフォーメーション）や地方創生など、新たな行政課題への対応や将来に渡って持続可能なまちづくりに向けた取組みを行いました。

これらを踏まえ、上島町の一般会計当初予算の総額は68億6,000万円と、前年度に比較して5億8,700万円、7.9%の減となりました。

特別会計と企業会計を含めた町全体の予算総額については、113億8,800万と、前年度に比較して2億800万円、1.8%の減となりました。

新規及び重点事業としては、

◎安全で安定した公共交通サービスを提供するため、町有バス車両1台を更新する「町有バス（小型）車両更新事業」

◎人口減少対策として、愛媛県と連携し各種事業に取り組む「えひめ人口減少対策総合交付金事業」

◎上島町唯一の県立高等学校である弓削高等学校の存続へ向け、県外からの留学生を確保

するための「弓削高等学校学生寮運営事業」

◎魚島小中学校の存続、及び地域の活性化を図るための「魚島離島留学事業」

◎児童の学習環境及び体育活動環境の改善を図るとともに、災害時の避難所としても活用可能な施設環境を整備する「弓削小学校屋内運動場空調整備事業」

魚島船舶事業会計からは、◎令和9年9月竣工を目指し、魚島航路の新造船を建造する「魚島船舶新造船建造事業」などを提案しています。

このように、上島町が将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくため、新たな財源の確保、事業の見直し、公共施設の統廃合などに取り組んで参ります。

結びに、ミラノ・コルティナ冬季オリンピック大会における日本選手の活躍は日本国民を励まし、勇気と元気、明るい希望をもたらしてくれました。

「積み上げたものが絶対に出る」という出場選手の言葉があったように、中には前回のオリンピック時に実力が発揮できず、心が折れかけ引退も考えた選手が、4年間辛抱と努力を重ねた結果、嬉し涙を流す姿にも感動しました。

今、辛くても積み上げていけば、良い結果につながるのは、町づくりも同じだと思います。

子ども達の将来のためにも「先憂後楽」の精神を忘れず、今後も更なる行財政改革を推進するとともに、「アイランド オブ ドリームス」を掲げながら、逆風があろうと前進し続けてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、条例案8件、補正予算案8件、当初予算案14件、その他4件、計34件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、「行政報告」は終わりました。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとしますので、質問事項毎に行ってください。

また、個人名等、個人情報には十分に注意をし、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめたいとさせていただきますようお願いいたします。

以上、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は、8名です。

○(前田 省二 議長)

それでは、はじめに藤田議員の質問を許可いたします。藤田議員。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(8番・藤田 徹也 議員)

おはようございます。議席番号8番、藤田徹也です。

本日は、「家老渡・上弓削航路の廃止に伴う町の対応について」を質問いたします。

令和8年2月5日、公営事業課から「家老渡フェリー汽船が家老渡・上弓削航路を廃止することを決めた報告」があったことの報告がありました。船の老朽化、船員不足、生名橋の影響によるものでした。この報告を受け、弓削地区、特に上弓削区、引野、明神地区住民及び、上島町の日常生活に係わる（通勤・通学・買い物・病院・娯楽・危険物運搬車両【LPガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、酸素、アセチレン等】）に大きな影響を与えることは言うまでもありません。特に上弓削区、引野、明神地区において生活インフラの崩壊ともいえる家老渡上弓削航路の廃止が廃止となった場合、町はどう対応されるのかお示してください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

現在、有限会社家老渡フェリー汽船は、航路を継続するか廃止するか運輸局等関係機関と協議を行っています。

上島町におきましては、愛媛県、広島県、尾道市、上島町の4つの関係自治体で協議し、昨年9月議会において、有限会社家老渡フェリー汽船に対し、運航にかかる経費の赤字補助のため、離島航路補助金制度を創設し、予算を確保したのはご案内の通りです。

この補助金は、赤字額に対し愛媛県と広島県側からそれぞれ支援され愛媛県と上島町で上限が1,000万円、広島県側は、上限なしとする制度を取っています。さあこれから支援をとという矢先の航路廃止という突然の話題には、非常に驚いているのが正直なところであり、これ以上の補助金支出が求められているとすれば、町民に理解していただけるのか疑問に思っています。

また、生名航路を維持するため、ごめんなさい、生活航路を維持するため、現在までも公用車は可能な限り民間航路を使用するよう対応しており、私も個人的にもできるだけ生名フェリー以外を利用するよう心がけています。

仮に家老渡・上弓削航路が廃止と仮定した場合、生名フェリーにおいて、混雑しないよう折り返し運転、運航等で対応し、利用状況を踏まえた上で必要に応じてダイヤ改正を行います。

また、危険物積載車両の運搬は、申請により生名フェリーで可能です。連携する陸上交通対策においては、上弓削地区・引野、明神地区からも乗り換えなしで立石港まで行ける手段を検討中です。家老渡フェリーの継続を個人的にも願ってはおりますが、他にも実現できる対応策がある、あれば、検討してまいります。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。今、町長が申しあげられた報告につきましては、先日の2月24日ですか、公営事業課からご報告いただいているとおりでございます。この家老渡・上弓削航路というのは本当にですね、上島町民特に弓削地区にとってはなくてはならない本当にただの航路ではないということですよね。これは生活するうえで欠かせない、我々離島に住んでいる住民にとっては欠かせない道なんです。国道と一緒にです。そこをですね、生名立石から長崎航路にもっていくというその政治的背景からの判断も理解できないこともないんですけども先ほど町長申しあげられたように個人的には何とかしたいとその個人的思いをですね、行政に反映していただきたいというのが思いであります。それでですね、家老渡フェリー汽船の令和6年度及び令和7年度上弓削漁港乗降の旅客、車両の運航実績についてですが、令和6年度旅客23万人、月平均約2万人、1日平均約650人、車両10万台、月平均8,500台、1日平均約280台、令和7年度4月から12月までの実績は、旅客19万3千人、月平均約2万2千人、1日平均約700人、車両8万4千台、月平均約9,300台、1日平均約300台となっています。家老渡・上弓削航路が廃止になれば、これだけの人、車両が生名フェリーを利用すると予測され車両の混雑による積み残し、公道へのはみだし駐車、料金の未回収等様々な問題が日常的に発生してくるのではないのでしょうか。特に因島側の公道へのはみだし駐車が頻繁に起きるとしたら対策の余地はあるのでしょうか。この点について、お示しいただきたい。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、廃止廃止かそうでないにもかかわらず、この航路の問題、先ほど言いましたはみだし等々の問題に関しましては、その都度しつまと対応をしております。それと今台数をおっしゃっていただいて、たくさんの方が利用していただいているということ、大変ありがたいと思っておりますが、その台数においても残念ながら赤字が出てるという事実がございます。で、先ほど申し上げましたように個人的にも利用させていただいております。個人的に利用してるといのは、民間航路を維持するために利用させていただいてるんですけども、それと災害等の関係で航路は多い方がいい。それも私は認識しています。ただ、先ほど申し上げましたように、昨年9月に補助制度、新たな補助制度を立ち上げた。赤字分は、愛媛県、或いは広島県で補てんしますということで、同じこと繰り返しますが、上島町と愛媛県で1,000万円を上限にやると、それについて次には、広島県も絡んでますけれど広島県側も支援するという中でこの支援でなぜ運営できないのかというのが今ちょっとわからないと言いますか。途中ではこの支援で大丈夫という話でしたのでこれでやってくれるんだなと思ったんですけども、この支援でダメとなると皆さんご案内のように次何かという上島町の一般会計からのまた持ち出しになると思います。この持ち出しについて正式にはまだ聞いておりませんが、また、1,000万、2,000万単位になってきます。その時によく利用されている弓削地区の方々はやむなしとってくれるかもわかりませんが、岩城地区、或いは生名地区、或いは魚島地区の方々がこの家老渡航路に更に補助金を追加するというのを納得していただけるかどうか、そこが個人としての考えではなく町のトップとしての全体を見

たときの考えでございます。町民皆さんが、いや構わん、これ以上、今からこれから9月の補助金以上に町民の税金を使って支援してやれというお考えなら考える余地はありますが、中には何で私たちが使わない航路に町民の税金を出すんだという話もあろうかと思えますからその辺の調整が難しいのではないかなと思っております。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

町長のご答弁もよくわかりますが、やはり政治判断というのも大事な一つの局面ではないかと思っています。ぜひですね、私たちの町民の理解を得る努力は最大限いたしますので、今一つですね、決断を早まらないでというか、じっくり協議していくことをお約束いただきたいと思えます。それでですね、家老渡・上弓削航路が廃止になれば起こりうる様々な問題を町が人と経費をかけて解決していかななくてはならないこととなります。だとしたら町が家老渡・上弓削航路の継続を後押しをする。或いは町が運営するべきではないでしょうか。離島である上島町において全ての住民に欠かせない重要なインフラです。三セクである芸予汽船においても上島町が大きな負担をし必死で守っていく家老渡・上弓削航路も同じです。この町で生活していく上においてですね、全てを町内で完結できない状況下にあることは言うまでもありません。この問題は待ったなしの最優先課題ととらえます。町は家老渡・上弓削航路の継続を後押しするのか、町が運営に乗り出すのか、生名フェリーの利用に人と経費をかけるのか、これらと違う施策を考えているのか、方向性を明確にお示してください。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今現在、方向性を明確に示すことは、残念ながらできません。というのが、家老渡汽船という民間航路の事業主のお考えがあるからです。この家老渡航路を、について、上島町がやめてくれと言ったわけでもなく、何もしないよと言ったわけでもありません。事業主さんの方がやめますと言ってこられました。これは、何度かの交渉があって私どもは何とか続けてくださいという交渉をもう1年近く続けてまいりました。そこで2月の、にもうやめますと言ってこられたのでこれ以上説得のしようがないという気持ちには正直になりました。民間航路の事業主さんの判断ですので、それはそれで尊重しなければならないと思っております。ですからやるかやらないかの決断は、上島町じっくりやれということではございますが、もっと大事なことは事業主さんのお考えであろうかと思っております。

また、維持するために町が運営するというようなお考えもあるかとは思いますが、これも先ほど申し上げましたように間違えなく今の積算では、一般会計から更に補助を出さなければならない。同じこと繰り返しますが、9月に1,000万円を上限の赤字補てん制度を議会に認めてくれたばかり、それに引き続いて、またさらに例えば町営にした場合、一般会計から何千万か持ち出さないと運営できません。そこを議会、或いは他の地区の皆さんがご了解いただけるか、そこもしっかり議論を重ねなければならない。そのように思っております。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。藤田議員、最後です。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

事業主さんの判断された事というのは大きな、どういうんですかね、町としても先行して動けない理由の一つだということもよくわかります。しかしですね、やはりこれ、住民の立場から考えたら、じゃこれ廃止になったらどうなるんだ。生名フェリーだけで賄えるのか。ここはですね、住民目線にしっかり立ってやはりよし町がやるんだっていうその気概も見せてほしいですし、生名地区・岩城地区・魚島地区の皆さんが家老渡・上弓削航路いるだろうとってくれるのであれば、私も一つ光が見えてくると思ってます。やはり行政としてもですね、この背景には、ただ民間会社が航路廃止するよっていうだけじゃなくて、その後ろには住民がいるんです。そこもね、しっかり考慮してじっくり取り組んでいただきたい。

それを申し上げて私の質問を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

続いて、徳岡議員の質問を許可いたします。はい、徳岡議員。

(徳岡 誠 議員、登壇)

○(4番・徳岡 誠 議員)

はい、議席番号4番、徳岡でございます。

今日はですね、「デマンド交通の全地区利用開始と要望について」質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

運用が開始して半年が過ぎたデマンド交通ですが、利用可能地域が限られ利用者も1日当たり1車5人程度とまだまだ少ないと聞いています。私も下弓削地区の町民との会合時に「全地区利用開始となった場合は、是非利用して下さい」とお願ひをいたしました。需要に合っていない事が利用者が少ない理由だ」とお叱りを頂きました。需要通りに開始したはずの「岩城、秦医院間」の利用もまだまだ少ない状況と報告を受けておりますので、需要の問題とは一概に言えないとは思いますが、まだ利用できない地区の方が不満がある事は事実です。半年間の運営で実証は十分に出来たと思っております。デマンド交通稼働率アップの為、移動に困っている全町民の為にも、全地区の利用開始を切に要望いたします。既にフェスパも再開し、もうすぐ岩城診療所も再開します。弓削商船の寮生も弓削高生も貴重な移動手段として期待しております。家老渡フェリー、潮湯が廃止となれば町民の移動手段がより必要となってまいります。せつかくのデマンド交通を衰退させない為にも全地区利用開始が必要だと思っております。

町長にお尋ねいたします。全地区利用開始のお考えをお聞かせ下さい。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

徳岡議員にお答えいたします。

デマンドバスは、徳岡議員のご提案にもあるように、魚島・高井神地区を除く上島町全域をデマンド化する方向で進めてまいります。

これは、運行開始から6ヶ月の実績を分析した結果、現在運行しているデマンドバスの稼働率に余裕があり、他の地区への運行範囲の拡大が可能な事。定期バスの利用頻度が低く、拡大により運行範囲が重複する狩尾・大谷・佐島と下弓削間の弓削支線、平日の生名支線を廃止する事。運行車両を現在の2台から3台に増車するが、乗車、増車車両分は職員であるバス運転手に担当させる事で、経費総額が増加しない方法が可能であるという判断からです。

デマンドバスの運行範囲は、これまで岩城エリア、上弓削エリアで分けしていましたが、運行範囲の拡大で上島町を一つのエリアとして運営する計画です。

これにより4島全域が乗継なしで移動することができるようになりますので、住民行動の自由度が上がり、買い物・医療・福祉サービス等へのアクセスが、より向上することが期待されます。

時期は、令和8年6月からの変更運行を目標とし、3月の公共交通、公共交通会議の後、運輸局に申請、住民説明等を行います。

もちろん、通勤通学の時間帯は今まで通り、幹線バスで対応しますが、それ以外の幹線バスは、6月からの運行状況を精査し、縮小を検討します。

今後も、利用状況や利用者のニーズを把握する事などより公共交通をより良いものとし、PDCAサイクルによる検討をおこなってまいりたいと考えております。以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

回答、ありがとうございます。非常にうれしい回答をいただきまして、そうですね、よかったですと思っております。ありがとうございます。

続き、次にですね、要望といたしましてですね、全地区利用開始となった場合にですね、小中学生とかですね、弓削高生とか弓削商船学生とか子どもたちに対して学割的な制度を導入も考えていただきたいと思いますのですが、一人1回400円と学生にとって非常に高い金額だと思っております。それで学生以下ですね、学割的な検討もお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、茂木公営事業課長。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) はい。

学生割引について、受益者負担の観点から町有バスとデマンドバスについては、学生割引を適応してございません。デマンドバスの運賃は、1乗車400円の料金と設定してあります。これは、町有バスよりも利便性が高い交通、公共交通サービスである事からです。ただ、現金で支払う場合は400円ですが、30枚綴りの町有バス回数券を使用いただくことで実質300円で乗車が可能です。

また、1ヶ月乗り放題の2,000円の定期券を購入するともっと安く利用できます。学生の皆様もこれらの割引制度を利用することでデマンドバスをうまく活用していただきたいと考えます。

以上です。

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

ありがとうございます。すみません、最後なんですけど、やはり町民の要望といたしまして、土日の運行、もう少し遅い夜の運行の希望が非常に多くなっております。タクシーのように使えばとの声も聞きます。現状の平日のみの16時まででは使い勝手が悪いと多くの方が言っております。この点についてはいかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

私がまず答えまして、後は担当がお答えいたします。

まず重複しますが、学生の割引について、これについても何度も今、協議をしているところでございますが、現実論としてデマンドバス、タクシー、他の自治体を見てもほぼ学生割引はございません。ということ、というこのデマンドバスの観点から今現在、学生割引というのがないということもご理解いただきたいと思っております。土日の運行、深夜等については、担当課からお答えいたします。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、茂木公営事業課長。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) はい。

土曜日の運行につきましては、今回の運行エリアの拡大により平日の町内の移動の利便性の向上に向けての検討を行います。利用状況や利用者のニーズを把握したうえで運行を運行コストを考慮しつつ段階的に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に夜の運行について、デマンド交通の主な利用目的は、買い物と通院であるため、現在の運行時刻に設定しております。夜の時間帯に運行ニーズがあることは承知しておりますが、限られた予算と人員の中で運行効率や費用対効果を考慮した場合にデマンド交通で対応することは難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいです。

以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

すみません、重ねて、なかなか今の答えで適切なんですけど、なかなか難しい、一般町民が聞いてもよくわかんない、私がくだけて申しあげますと簡単に言うと再度6月から実証、全エリアやってみてその後にまた協議精査していくということです。やるという意味ではありませんが、次の段階で考えていくということ、実際にやってみて考えていくということです。

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員、最後です。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

前向きな回答ありがとうございました。せっかく開始したデマンド交通ですので、町民のためにより良い交通手段となることを願っております。

また、既存の雇用もしっかりと守ったうえでの既存バス、デマンド交通の再考をお願いしたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わり、終わります。

ありがとうございました。

(徳岡 誠 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

続いて、上村議員の質問を許可いたします。上村議員。

(上村 建太 議員、登壇)

○(5番・上村 建太 議員) はい。

議席番号5番、上村建太です。

今日は、「生名公営渡船の利便性向上に向けて」という次第でさせていただきます。

よろしく願いいたします。

上島町で最も利用されている生名公営渡船では、通常時間帯や繁忙期などで積み残しが生じており、ピストン運航で対応していただいておりますが、今後の利用増を考えると利便性向上と業務の効率化が課題となってきます。

町民の多くは回数券を使いスムーズに乗り降りしていますが、観光客や帰省客などは、などの島外利用者は、わざわざ車から降りて切符を購入する必要があり、待機レーンが塞がることもあります。

また、島外利用者や若年層からはキャッシュレス決済への対応を望む声が寄せられています。

生名航路は短時間での運航であるため制約もあるかと思いますが、利用者の利用者の利便性向上、料金徴収の効率化、現金管理コストの削減といった観点からも、キャッシュレス化は検討に値すると考えます。

そこでお伺いします。今後、キャッシュレス決済の導入について、具体的な検討を進めるお考えはあるのか。町の見解をお聞かせ下さい。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長) はい。

上村議員の質問にお答えいたします。

生名船舶事業におけるキャッシュレス決済の導入については、検討をしておりますが、現状ではキャッシュレス決済の手数料が2.75～4.5%必要になり、運航収入の規模を考えるとその手数料が多額となる見込みです。その対策として運賃への転嫁が必要となるなど、他

にも解決しなければならない問題が多数あります。

また、航路間の運航時間が3分弱と短く、最大24台の車両と客室の運賃を徴収することを考えると、現状ではキャッシュレス決済の導入は極めて困難であり、回数券の使用や乗車券を自動券売機で直前に購入して、ごめんなさい、事前に購入していただくことが、現時点においては、最も料金徴収の効率化と混雑解消につながるものと考えています。

しかしながら、キャッシュレス決済については、急速に進むAI等の開発により、利用者の利便性向上と運航事業者側の業務の効率化を両立させる可能性があるため、導入の検討を続けてまいりたいと考えています。特に自動券売機のキャッシュレス化は、実現可能と考えますので現実的な検討をいたします。

また、検討の中でキャッシュレスと切符という混在した方が効率がいいのであれば、それも検討させていただきます。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

答弁ありがとうございます。確かにキャッシュレス決済になると手数料2.75～4.5%かかるということで、ちょっと気になって担当課の方に両替ですよ、銀行にお金を預ける両替、小銭の手数料ってどれくらいかかっているんですかっていうと、年間40万円前後ということでしたより安く済んでるので、確かに今、現金でのやり取りっていうのが一番あっているのかなと思います。

そして、券売機のキャッシュレス化、システム導入も検討していただいているということで、ぜひお願いしたいと思います。それと一緒にですね、やはり窓口でのキャッシュレスシステムですかね、回数券でも30枚、60枚の回数券になると窓口での販売になっておりますので、そちらの窓口でのキャッシュレス機能の導入もぜひ検討していただきたいなと思います。この件に関しまして、何度も公営事業課の方へ伺ってお話をさせていただきました。キャッシュレス機能どうですかかっていうことでお話させていただいたんですが、やはり船の中で携帯をだしてバーコード決済とかタッチ、キャッシュカードタッチ決済をするには時間がないと。

また、通信障害等が起こってしまうとお客様全員に迷惑がかかるということで現在の料金徴収体制がベストであると思います。よく考えてくれているなと思います。しかし、町中であわさされていることが、もし現実となってしまうと生名・土生航路の利用者数は爆発的に増えます。現在でも積み残し車両が多い時には、臨時便を出して対応していただいておりますが、この臨時便が毎日1時間2時間続くようになると乗組員への、乗組員への負担が大きくなり安全確認を損なう恐れもあります。この航路は、短距離で乗船時間が短いため船内での集金が非常にあわただしく今後利用者数が増えるとなると過密な業務体系、業務形態はヒューマンエラーによる事故を起こすおそれもありますし、将来的な労働不足の問題にもなってきます。

そこで一つ質問いたします。今現在で、乗組員への負担軽減や安全確保の観点から何か対

策を取っているのか。もしくは、今後何か対策を講じるお考えがあればお示してください。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、茂木公営事業課課長。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) はい。

船員の料金徴収における負担軽減は、約3分の運航時間の中で、料金を徴収する為に先ほども申し上げましたとおり、乗船前に自動券売機で切符を購入していただき、船内で切符を回収することが、現時点で効率的で負担軽減に繋がる方法だと考えますので、切符を購入して乗船してくださいと看板等で周知するなど取り組みをしております。

そして、今回質問のありましたキャッシュレス化も料金徴収における現金取り扱いのリスクを軽減する等負担軽減の有効な取り組みだと考えます。

また、安全確保について、船員の負担軽減を図ることが安全確保に繋がることだと思いますので、利用者にとって利便性が向上するキャッシュレス化の取り組みを進めてまいります。以上です。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

ありがとうございます。

本来、乗組員は、監視業務に専念させるべきという思いもあって今回、質問させていただきました。では、乗組員が安全感、安全管理に従事できるシステムはないものかと、少し考えていまして、1つ提案させていただいて、質問を終わります。

現在、ETCカードの普及率は全国で90%以上です。おそらく、上島町はもっと上でしょう。このETCシステムを活用できればと調べてみましたが、設備投資が多額の費用がかかり、維持費もかなり高額です。

そして、現在の公営渡船の利用数では、全く採算が合わないという計算となりました。しかし、今使っているETCカードを会員登録、会員登録することによって、決済を可能にするETCXというサービスが始まっています。今はドライブスルーやガソリンスタンドで利用されているそうですが、将来的にはEV充電やカーフェリーにも利用できるシステムだそうです。一旦停止のみで決済が完了すれば、乗組員の負担軽減と安全確保に大きく寄与すると思います。

では、同乗者の料金徴収はどうするのかとなると、待機レーンでの船を待ってる間にいただくという方法もあるのではないのでしょうか。さきの全員協議会で、生名船舶の料金見直しを検討すると報告がありました。平成21年に改正以降、消費税分の上積みぐらいしか上がってない料金では、経営していけないことも理解できてます。今後、生名船舶の経営改善、安定した航路の維持に進んでいくと同時に乗組員への負担軽減、安全確保、そして住民サービスの向上、利便性の充実の観点から生名船舶のキャッシュレス、スマート化の検討の継続をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

(上村 建太 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい、これで、上村議員の質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間、10時15分まで休憩といたします。

(休 憩 : 午前10時05分 ~ 午前10時15分)

○(前田 省二 議長)

それでは、再開いたします。

続いて、宮畑議員の質問を許可いたします。はい、宮畑議員。

(宮畑 周平 議員、登壇)

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

議席番号2番、宮畑周平でございます。

本日は本町の公共交通、特に航路ネットワークの長期的ビジョンと維持戦略についてという事で質問をさせていただきます。

それでは、通告書に従いまして、質問を読みあげます。

本町は複数の島から成る地理的特性を有しており、航路は単なる移動手段ではなく、住民の通勤・通学・通院・買い物を支える基幹的インフラです。言い換えれば、道路や上下水道と同等の生活基盤であります。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行、燃料費や人件費の上昇、船員不足といった構造的課題の中で、航路の維持は年々困難、困難さを増していると認識しております。現実には、このたび家老渡、因島家老渡港と上弓削港を結ぶ航路が廃業する意向であるという極めて重大なニュースを受け、町民は大きな不安を抱いています。行政がどのように民間航路の価値を評価し、その維持をどう考えているのか、町民は注視しています。

そこで、以下についてお伺いします。

まず、航路ネットワークの長期ビジョンについてです。本町として、公共交通、とりわけ現状の生口島・因島・三原・今治と本町の各港を繋ぐ航路ネットワークの将来像をどのように描いていますか。

また、現在の航路ネットワークの存在が、総合戦略等に盛り込まれている人口ビジョンや、まちづくりの目標にどのように関係し、仮にそれが欠けることによって、目標にどのような影響が出ると考えますか。

次に、航路維持戦略についてです。今年度から県および町の協調施策として離島航路経営の欠損額を補助する事業がスタートし、航路維持のために大きな前進であったと思います。

一方で人口減少とともに、今回の事案だけでなく今後同様のことが繰り返される懸念があります。県がこのたび補助事業を制定する際に謳った、「産業やサイクリング等を通じた地域振興に資する生活航路」を長期的に維持するためにも、将来の航路利用者推計や緊急時の暫定的な財政出動の想定、公営化、出資等の可能性検討、航路維持のための基金創設、事業者との定期的な協議枠組みの制定といった総合的かつ実効的な航路維持戦略の策定を提案したいと思いますが、町のご見解を伺います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長) はい。

宮畑議員の質問にお答えいたします。

航路ネットワークの長期ビジョンと将来像につきましては、総合計画の中で対応してまいります。公共交通については、公共・民間事業者の状況や町民のニーズの把握に努めながら、関係機関で協議し、交通体系の維持・再編に努めることとした上で、公共交通については、陸上・海上の公共交通網について、公共交通網の動向・状況把握に努め、町民の関係と関係機関等から意見を基に地域公共交通会議や交通ネットワーク協議会を開催し、交通体系の維持や再編に取り組むこととしています。

まちづくりの目標への影響につきましては、先ほどの「公共・民間事業者の状況や町民のニーズの把握に努めながら、関係機関で協議し、交通体系の維持・再編に努める」という基本方針は変わりません。

次に、民間航路の総合的かつ実効的な航路維持戦略の策定につきましては、9月議会で予算化した離島航路補助金を交付する際、交付申請において将来計画を示した上で補助するだけでなく、航路事業者と定期的に協議できる場になっています。これは民間航路が将来を見据えて健全に運営していただけるよう配慮しているものです。財政的には、離島航路とはいえ民間航路でありますので、行政が深くたち入れない部分がございますが、「離島航路補助金」により支援を継続いたします。

特定業者への暫定的な財政出動、公営化、基金創設については、その目的・範囲・公平性等において、困難であると考えており、議員間での現実的な協議も実施していただきますようお願い申し上げます。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

ありがとうございます。

総合戦略総合計画に基づいて、航路の件、件もですね、今後の維持、或いは再編ということも言及されましたけれども、行っていくということでした。人口がですね、さらに減っていく先にはですね、その再編というのもありえるかなあというふうに思っておりますけれども、それが今から今であるかという思いは、当然ございます。でですね次にいきますけれども、今回の件、これはですね、このような今回のようなですね、緊急時、業者さんがですね、急にやめま、やめたいですよというようなですね、意思を示したことに対してですね、このこのような場合のですね備えを浮き彫りにしたのではないかなというふうに見ています。現実住民の皆さんかなり動揺していますので、こういうことに対してですね、しっかり備えていく必要があるのではないかなというふうには個人的には思っています。財政支援で言うそうですね、例えば国レベルでは、銀行への公的資金注入というですね、法律に基づいた仕組みがございます。これは国民全体の社会インフラである金融システムの維持安定。それから

ですね、やはり預金者保護とかですね、混乱を防ぐとかですね、そういった目的がある、あって、行うものですが、当然これはですね、銀行の経営再建とセットになります。私は航路をですね、そういった金融システムと同様の社会インフラと考えておいて、公的資金注入のですね、仕組みもですね、例えば整備していく必要性を感じています。

もちろんですね、お金も出すが口も出すという方式です。財政支援だけでなく、経営健全化計画の提出をですね、義務づけた上で見守っていくなど経営再建にも関与していく。そのような主体的な姿勢が、今求められているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

ご案内のように今回9月に予算化していただきました離島航路補助金につきましては、正式名は、ちょっと間違ふかわかりませんが、家老渡汽船さん。そして三原かな。土生商船さん。三光汽船さん。芸予さん。というところで、今、議員がおっしゃる様々な航路のネットワークという意味で、その一航路を支援するというのではなくて、全ての航路、全てというか今言った航路を支援するという形で進めているのは、前回の議会でも説明させていただいたと思いますが、そういうことでネットワークという意味で赤字になった航路を支援していくという流れでございます。で、再度申し上げますが家老渡についてはもう、ある意味、この続けてくれるとばかり思ってたものが、やめるということでございます、現実論としては、ございますので、今、宮畑議員がおっしゃったことちょっとずれるかもわかりませんが、銀行等々の融資とか支援策についても何ら話をしていない状況。役所がね、しっかりと支えるから、その銀行の融資等々もお願いしますという方法もあるとは思いますが、しかし、今申し上げましたように突然の話でございますのでそういう話もない、ないといえますか。ただ、事業主がおっしゃるには税理士さんともしっかり話をしているというようなことはおっしゃってございました。それとちょっと話はずれますが、事業、事業主さんがおっしゃるには、生名公営渡船の75歳以上の優待で留めをさされたということもおっしゃってございました。そういったことから、様々な今の時点で藤田議員にお答えした通りなんですけれども、あとは、続けて欲しいという気持ちには変わりありませんのであとは事業主さん。或いは、事業主さんの要望に対して議会が求めるのかということもしっかり議論していかなければならないのではないかなと思っております。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

先ほどのご答弁からはですね、やはり行政側と事業者さん側とのですね、補助金っていう媒介を通じたコミュニケーションっていうのをですね、もっとより綿密にしていかなければならないなということを痛感いたしました。非常に突然の話でありましたので、行政も同時に混乱されたところではないかというふうに推察いたしますけれども、さらにですね、コミュニケーションを図っていただいて、住民、住民の要望も踏まえてですね、動いていただき

たいなというふうに思います。先ほど町長のお話で、一つの航路ではなくて全体のネットワークというお話されていましたが、上弓削航路、例えば一つなくなるとですね、全体の例えばサイクリングのお客様、例えば岩城から入ってですね、上弓削抜けるというような、私個人としては魅力的な周遊ルートになっていると思うんですけども、それが非常に片手落ちになってしまうような図式ができ上がってしまうとこれ本当におしいなと思っておりまして、県にしてもですね、これ本当に残念だなあっている感じだと思うんですけど。

そういった意味でも、やはり行政、県と、国とですね、国も含めてですね、町としっかり議論していただきたいなというふうに思っています。先ほど補助金のお話、町長再々されていますけれどもこれについてちょっとご質問を、ご質問したいと思います。私もですね、非常に良い補助金だろうなというふうに感じておりまして評価しております。しかしですね、現状、この補助金を利用してもなお、航路維持が難しい。従って廃業もやむなしというふうに運行业者さんは言うておられる。航路維持を目指してですね、よい補助金があったのに、なぜそうなるのかというふうな疑問が残るんですけど。実際に航路を維持するという目的に実は現実に合致していない可能性はないだろうかというふうに思っています。行政としてはですね、現状、何がミスマッチを起こしているというふうにお考えでしょうか。

また、現行の補助金の仕組みをですね、そのミスマッチ解消のために、さらに改良して、実効性がより高いものにしていく、そのようなお考えはありますでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、離島航路補助金につきましては、県、或いは愛媛県、或いは広島県等々の協議の中で9月に実現したものですから、今の段階でまた中身を変えるということはこれは難しいと思っています。それと、変える必要性がないといえますか、この制度をしっかりと活用していくべきだと思っています。後先になります。先週の段階においても担当課と担当部長と、もう一度行って、事業主と細かく説明してくれと。一つ前の段階でも行ってもらったんですけど、そのときは、事業主さんはどう言われるかわかりませんが、回答は、じゃやってみると、そういう補助があるんならやってみるといようなお答えをただいとったんで私は安心しておったんです。それが、ちょっと私には理解できない部分でもう、またやめるといことになったんで先ほど宮畑議員がおっしゃるようになら混乱してる状況です。そこで今、何かというと、その制度は改めて申し上げますと、赤字部分を赤字の部分で愛媛県側は1,000万円を上限に支援するというので、昨年の赤字はそこまで1,000万円いておりません。そこで、来年度も再来年も続きますこの補助は。そこで運営ができないっていうのがちょっとなかなか理解しづらいところでございまして、そのあと何がどう足りなくて、この補助せ、現在つくった離島航路補助制度では運営していけないのかというのが、今私はよくわからない状況にあります。中には定期航路、定期検査にお金がかかるという話もあろうかと思いますが、それも私から言わしたら経費でございまして、それが重なれば赤字になるということ、じゃ赤字になるということは、現在の補助制度で赤字分は、補填するというのでございまして、そこもちょっとよくわからないところもございまして。今ご指摘い

ただいたように私どものコミュニケーション、協議が足りない部分もあろうかと思えます。ですから、また行くように言っておりますが、それまでは、一生懸命協議してきたということも、ご理解いただきたい。そのように思います。それと、気持ちよくじゃあうわましようわましして、補助金を出しますとか、公営にしますとか、今の段階で言えないのは、同じことを申し上げますが、町民の税金を投入しなければならない新たに。ということでございますので、そこは冷静に議会側もそれでも出せと言うのか。その辺は判断していただきたい、そのように思います。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員、最後です。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

ありがとうございます。私たち議会もですね、先ほど町長が申し上げたように全町的な理解ですね。それをきっちりと進めていく必要性を感じています。あと、どう、同時にですね、やはり担当課におかれましては、事業者さんとのですね、間のこれミスマッチ必ずあると思っておりますから、先ほど町長はちょっと理解できない部分があるとおっしゃってましたけれども、そこをやはり理解する必要があるというふうに思います。構造的にですね、人情とか、そういう気持ちではなくて、仕組みとして構造的にする、理解する必要があると思っております。

最後になりますけれども、確かに民間のビジネスと言ってしまえばそれまでなんですけれども、何度も言っているように、これはみんなの生活を支えるインフラでございます。行政は住民の福祉の向上を公共の福祉を守るのが仕事です。航路は、一企業のもうけのためにあるのではなくてですね。みんなの日常を運んでおります。このたびの航路維持の請願がですね、町長にも昨日ですか、届けられ、議長宛にも出されてですね、この後の本会議で採決されるという流れになっておりますけれども、地域住民みんな真剣に願っております。その思いにですね、しっかりと政治が答えていこうではありませんかと思えます。そう訴えまして、私の質問を終わります。

(宮畑 周平 議員、降壇)

○(前田 省二 議長) はい。

これで、宮畑議員の質問を終わります。

続いて、尾藤議員の質問を許可いたします。尾藤議員。

(尾藤 俊輔 議員、登壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員)

議席番号1番、尾藤俊輔でございます。

本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

先日、開催されました上島町消防出初め式に消防団員の一人として私も参加をさせていただきました。改めて地域の防災力を高めることの重要性、そして、自分たちの町は自分たちで守るとその精神の大切さを強く実感したところでございます。本日はその思いを踏まえまして、災害への備え、とりわけ、避難所運営の実務体制について質問させていただければと思っております。

それでは、通告に従いまして、質問文を読み上げさせていただきます。

「避難所運営における多様な配慮と支援体制の整備について」

本町の防災体制、とりわけ避難所運営についてお伺いいたします。近年、災害の激甚化・頻発化が進む中で、避難所のあり方も大きく変化しております。単に「屋根のある場所」を確保するだけでなく、誰一人取り残さない避難所の運営が求められております。

そこでまず、ペット（家庭動物）との同行避難についてお伺いいたします。町としての基本方針は、どのように整理されているのでしょうか。あわせて、避難所内でのスペース分離や衛生管理など、具体的にどのような運用を想定しているのか。

また、住民への周知・啓発はどのように行われているのかお示してください。

次に、要支援者への配慮についてです。避難所生活は、身体に障害のある方だけではなく、発達障害や精神疾患のある方、高齢者、医療的ケアが必要な方にとっても極めて大きな負担となってまいります。本町として、こうした多様な特性を持つ方々への対応をどのように想定し、計画策定や避難所開設時の対応にどのように反映させているのでしょうか。あわせて、要支援者名簿の整備状況、個別避難計画の策定状況、関係機関との連携状況についてもお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○(小林 俊則 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

(小林 俊則 消防長、登壇)

○(小林 俊則 消防長) はい。

尾藤議員の質問にお答えいたします。

ペットの同行避難につきましては、令和元年に受入体制整備マニュアルを作成しておりますが、今後はさらに具体的な上島町ペット同行避難受入計画に基づいて対応したいと考えています。

この計画では、ペット同行避難が行われ、行われた場合の指定避難所におけるペットの受け入れにつきましては、福祉避難所以外はすべての避難所で受け入れを行うこととしています。

ペットスペースの設置につきましては、ペットの鳴き声、臭い、毛の飛散を考慮し、人の居住場所との住み分けを行い、避難所の開設初期は風雨や日差しが避けられる屋外で屋外設置を基本とし、屋内への移行が困難な場所は、場所では、屋外での飼育環境を整えていくこととしています。

屋外での、適切な場所が確保できない避難所については、テントにブルーシートで幕を貼るなどして、ペットスペースの確保を行います。

災害発生時の避難につきましては、人命を第一にさせていただき、ペットと同行避難を行う場合には、ケージやリードを使用させていただくこととしています。

また、福祉避難所では、要支援者の対応を第一優先とし、要支援者が同行避難を行った場合には、近隣の避難所に受け入れを依頼し、体制が整えば受け入れることも可能としています。

住民周知につきましては、今後ホームページに上島町ペット同行避難受入計画を掲載し、

環境省や愛媛県のマニュアル等も紹介して参ります。

次に、要支援者の対応につきましては、上島町避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、要支援者名簿を作成し、訪問表とあわせて個別避難、避難計画としており、消防防災課、住民課、健康推進課で情報を共有しています。

要支援者名簿につきましては、自主防災組織や町内自治会から災害時の安否確認や避難行動の支援にする、使用することを目的として、情報提供の要望があれば、申請書を提出して、していただいております。

避難所運営計画では、避難所内での要支援者の対応につきましては、福祉避難スペースを設置して支援を行うこととしていますが、体制が整わない場合には、福祉避難所への移動をしていただきます。

上島町防災地域防災計画では、6ヶ所の福祉避難所を指定しており、要支援者の避難が必要となった場合は、開設できるようにしています。

また、関係機関との連携につきましては、消防団、伯方警察、防災士、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会と連携を図ることとしています。

以上です。

(小林 俊則 消防長、降壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

消防長ご答弁ありがとうございます。

我が国はですね、もう15歳以下の子どもの数よりも今、ペットの犬猫の数の方が多いというデータがあります。多くの家庭においてはですね、ペットが大切な家族の一員となっている状況ですんで、上島町でもペットかわれてる方、家庭は少なくありませんので、今、消防長からご説明ありましたけれども、受け入れ、ホームページですね。そのペットをお持ちの方向けにですね情報発信をですねぜひしていただきたいと思っております。広報誌であったりとか、ホームページであったり、或いは、総合防災訓練もですね、毎年行っていますんで、このタイミングで何かしら啓蒙活動とかもですね、ぜひしていただいて、周知啓発をさらに進めていただきたいと思っております。

また、令和4年6月からですね、ペットショップとかブリーダー経由で販売するペットに関しては、犬猫に関してマイクロチップがですね、義務化されています。これは、災害時の身元確認などのペットがどの方の占有、どの方のペットなのかというところもですね、把握する情報として有効ですので、マイクロチップ装着の意義についてもですね、あわせて周知をしていただければと思っております。実際ですね、本町には保健所が設置されていない都合で動物行政は県の所管であるというふうに承知しております。県、上島町の地域防災計画等に関しましても県の計画と整合を図って策定されているものというふうに理解しております。

その上で、質問させていただきたいんですけども、県の動物の担当部署ですとか、或いは、県内の獣医師会といった医療動物向けの医療機関とのですね、何かしら災害時支援に関する

協定とか、そういったことはですね、協定とか、具体的な連絡体制というのは構築されているものなんでしょうか。

よろしくをお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

協定等の具体的な事案につきましては、担当課からお答えさせていただきます。

本当にご案内のように私もペットは家族と同じと認識しております。もちろん私の家にも犬が2頭、嫁さんは2人と言っておりますけれど、2匹おります。

そして余分な話を申し上げますが、今孫が、小さな孫が我が家にいますので、その2匹のペットは別の山小屋の方に移動させております。これは、ある意味、他の方との共同生活という意味にも、の対応になろうかと思っておりますが、私はもう朝昼晩、山小屋に通っております。

それぐらい、ペットは本当に家族の1つとして対応しておりますので、この町民の皆様の避難におけるペットの対応については、しっかりとした愛情を持って対応すべきであると思っております。

そして、今日ちょっとデータ忘れちゃったけれど先日の新聞報道でも、どこの省庁だったか、避難、今後の避難対応においては、ペットに対してもっと適切に、もっと丁寧にやるようにという指示が出ると。その計画をこれから4月以降、にやっていくというような内容になっておりますので、今、消防長が報告しましたが、さらに、国からの指導によって厚い保護計画をしていく予定でございます。先ほどの協定等につきましては担当課からお答えさせていただきます。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

平成29年度に、愛媛県獣医師会と災害発生時の動物救護活動に関する協定を交わしております。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

先ほど消防長からもお話ありました福祉避難所についてお伺いしたいと思います。

この福祉避難所はですね、一般の避難所での生活が困難な方にとっては、まさに命綱となる、そういう施設であると思っております。だからこそですね、単に指定しているという事実にとどまらず、より最悪の事態を想定した実効性のある備えが必要になってくるかなと思っております。今現在6ヶ所ですね候補として指定されてる場所があると思うんですが、岩城の高齢者生活福祉センターを除く5ヶ所はですね、ほぼ海沿いにあるという比較的海抜の低い場所に立地しているというふうに承知しています。そこまで大きな波が来ることはあまり考えられないにしてもですね、南海トラフの巨大地震等ですね、より大きい、大規模なですね、津

波が発生した場合にはですね、もしかしたらこれらの施設が使用できなくなる可能性が発生すると。その施策その可能性も否定できないと思います。そこで確認をしたいんですけども、既存の福祉避難所が使用不能となった場合は想定した動き、代替施設の確保であったりとか、運営方法について、具体的な整理、シミュレーション等はですね、さ、されているのでしょうか。

また、そのような事態がそ生じた場合ですね。どなたがどの組織が指揮命令系統ですね、指揮権を発動して、この福祉避難所の対応していくのかというところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

まず最初に最後の指揮命令系統につきましては、災害対策本部が中心となって、福祉避難所を開設する福祉班の職員と連携をとって進めていくこととなります。津波に対する福祉避難所が岩城高齢者福祉センター以外は、が使えなくなった場合の対応については、他の避難所に福祉スペースを確保しながら、対応していくというように考えております。

以上です。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

別の施設への機能の振替というのも当然考えられると思いますし、もしくは、よく他の自治体である事例でしたら、民間の宿泊施設とかもですね、活用しながら事前にですね、そういった備えをしているところもありますので、柔軟にシミュレーションしながらですね、町民の皆さんの命を守るための事前の準備をお願いしたいと思います。これさ、最後ですね質問。あと、私の意見を述べさせていただきます。要支援者の情報、名簿の管理とかですね、定期的にアップデートされてると思うんですけども、こうした情報もですね、きちっとデータ化していただいでですね、DX化のあたりもですね、進めていただきたいと思います。福祉避難所も含めた避難所の情報もですね、今防災アプリとかで、町から情報が来たりはするんですけどもこっちから情報をお伝えするときに非常にこう、効率が悪いという状況でございますので、支援者情報のリアルタイムの更新ですとか避難所ごとの受け入れ状況の可視化支援物資の把握といった、いろんなその避難所に必要な情報とか災害の情報とかもですね、より簡潔に効率的に共有できるような、そういう防災DXの取り入れもですね、ぜひ進めていただきたいと思っております。本町のような島しょ部ではですね、限られた職員の体制の中で、効率的にこの防災対応を進めていく必要がありますので、こうしたDXの活用もぜひ進めていただきたいと思っております。ペット同行のですね、体制、同行避難の体制整備はですね、先ほど町長のご回答からもありましたけれども、決して特別な配慮ではないと思っております。過去には別の地域においてですね、災害発生時に自主避難という形で、避難所に行くことを拒否して、車の中にとどまったり、自宅にとどまったりしてですね、その結果、

危険な目に遭ったりですね、災害関連死という形で不幸なケースが発生することがございましたので、そうした事態を避けるためにもですね、事前の準備平時からしていただきたいと思っております。

また、要支援者への備えについてはですね、この町をずっと支え続けてくださった皆様への責任であると思っております。この島の暮らしをずっと守ってくださった皆さんが人生の終盤においてですね、不安ではなく、安心の中で、この町で暮らしてきてよかったと思える環境を整えることが、私は自治体の使命であるというふうに思っております。そうした防災の姿勢そのものがですね、町の価値に繋がっていくと思います。災害にどう向き合い、命をどう守るか、その積み重ねが、信頼となって人が離れないまちをつくり、或いは新たに住みたいと思われるまちをつくと私は思っております。命を守る備えは、町の未来を守る備えであります。形式ではなく、実効性重んじた体制整備を改めてお願い申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(尾藤 俊輔 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、尾藤議員の質問を終わります。

続いて、濱田高嘉議員の質問を許可いたします。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

議席番号10番、濱田高嘉です。本日の一般質問は1問行います。

先の12月議会でも質問いたしました上島町小中学校の統廃合・適正配置等に関して、双方が納得する質疑応答に至らず、改めて質問をいたします。

上島町学校の在り方検討委員会要綱に基づいて検討委員会で検討・協議を経て提言書が提出され、町教育委員会はその提言書に沿って、今後の上島町小中学校適正配置基本計画策定へと進まれると思いますが、一方、平成18年9月に「上島町学校教育問題審議会条例」が制定され、この条例に基づき平成20年4月に生名中学校が弓削中学校に統合され17年ほどが経過している事実があります。この事実を踏まえての質問でしたが、担当課長の答弁と上村町長の答弁に相違があると判断しましたので再質問となりました。担当課長は、要綱に基づき学校の在り方、適正配置について、適宜検討したので違法性はないと答弁され、町長は生名中学校と弓削中学校の統合は条例を適用し、今回の統合についても条例を適用した旨の答弁がされました。どちらが正しいのか、また、条例であれば、どの条例を適用されたのかお尋ねします。

前回の12月の議会の答弁のありようについては、相当、双方がといたしますかね、一般質問に対しては、町長の答弁は常にね、各法令に基づいた答弁だというふうに私どもも、議員もそう考えてますし、多くの町民もそう考えております。その前提が崩れますとなかなかみ合わなくなってくるということで、我々も質問する側も内容については、当然、町長並みとは言いませんけども、この質問が適切かどうか、検討し、或いは同僚議員も相談もし、質問を書いているというのが現状でございます。

そういう意味で、前向きに本日の質疑応答が、うまくいって双方が納得していい環境下で、

教育環境が、作られればいいなあというふうにして、再度質問してるわけでございますので、どうぞその辺を踏まえていただいて、あえて、質問をとりたいたってませんので、それを承知の上でご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

(田坂 敏 教育長、登壇)

○(田坂 敏 教育長) はい。

濱田高嘉議員の質問にお答えをさせていただきます。

このたびのご質問につきましては、先ほど言われましたように、昨年 12 月の定例会におきまして、すでに答弁をさせていた通りでございます。

まず、令和 3 年度及び令和 6 年度に設置いたしました、学校の在り方検討委員会につきましては、要綱に基づき実施したものでございます。

次に、町長の答弁に関しましては、濱田議員から、町長は条例に反している旨の発言がございましたけれども、それを踏まえ、生名中学校、弓削中学校の統合も条例等にのっとり進められており、次、今回の統合の議論もそれに基づいて行っているとの内容を述べたものでございました。条例等、つまり例規にのっとりした手続きのもとで進めてきたことの説明でございました。従いまして、町長と担当課長の説明に相違はなく、いずれも間違っていない答弁であったというふうに認識いたしております。

どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(田坂 敏 教育長、降壇)

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) はい。

今の答弁ちょっとわかりにくいんですけども、要綱でやったということで結論がそうですか。ということは 12 月の議会の答弁と何ら変わりがないということなんですか。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、教育長。

○(田坂 敏 教育長) はい。

失礼します。12 月の答弁でも要綱でお答えを、お答えをさしていただいたと思いますので、その要綱については変わりはありません。お願いします。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) はい。

今、要綱でやったのであれば 12 月の議会でも申しましたけども、条例が、現実に現実に、生きていますし、前回の生名中学校、弓削中学校の統合のときもですね、この条例を適用したので、今回の小学校 3 校、中学校 2 校、合計 5 校の学校の統廃合も以前と同様に、条例に

基づいてやっていただきたいというのが私どもの情、希望でありますし、改めてそれののっ
とって粛々とまだちょっと時間ありますので、8年度ですね、前半にでもやっていただき
たいこう思っております。それがどうしてもできないのか。その辺がよくわからない。私が
条例違反だと言ったら、町長がお叱りになりましたけども、これは私だけじゃなくてね、役
場のOBの方々もですね、そうおっしゃってんですよね、条例違反だなあと。それはね、多
くないろんな会合でもOBの方が言ってくればいいんですけど、やはりね、職員に遠慮し
てか、元同僚だという意味もあって、あえてそういう発言はされないようなんですけども、
私だけじゃなくて、多くのOBの方も同じように。このまま行くんですかね。強制力ないで
しょう。

またぶり返しますけども、要綱では何らその法的根拠、拘束力ありませんし、あなたあ
そこの学校ここの学校、弓削ですよ、岩城ですよというようなこともね、強制的に言えない
ですよ。条例でやるとですね。やはりそれがいえるんですよ、それが総意であれば、総意
というか、多数決で決めて、AならAという答えが出たら、そのAに向かって協力もしてく
ださいということもいえるし、また、条例ですとね、住民の権利も制限されますし、義務を
課すこともできるんですよ。そういう意味で、親御さん、子どもさんたちに対してもです
ね、行政として、大変だろうけどこの辺は辛抱してくれと。これが総意っていいですか、多
数決で決まった話だと。だからここをこういうふうにしてくれと、このようにやってくれと
言えますけども、要綱でやったら、お願いベースもできませんよ。強制もできませんし、ま
たそれを守る義務もないというふうに私どもは考えてます。では、要綱でOKならば、前回
の町長の条例やってますとおっしゃったのはこれは撤回されるということですかね。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先に私が再度、これは教育の関係でございますので、私が述べるのも、前も申し上げま
したが、ちょっとイレギュラーなんですけれど法令の話をしておりますので再度申し上げ
させていただきますが、前回の生名中・弓削中につきましては、先ほどからご発言にあり
ますような、の条例でやったと。これは事実です。でも今回は、令和3年にもっと的確に
適正にやるために令和3年に要綱を作成して、告示をして、この方法でやりますと、とい
う、そこで粛々とやってきたというのが事実でございます。でございますから、条例違反
でも何でもないということでございます。

次に、ちょっとしゃべりすぎかもわかりませんが、この要綱だと効果がない、条例じゃ
ないとだめというのも、ちょっと極論でございますが、先には、学校の設置条例がありま
す。これ今、順序、段階を踏んでやっております。統合委員会とか教育委員会とか準備委
員会とか順番をおってやっております。最後は、また、私の発言が間違ったら訂正して
もらいたい。最後は町長に来て、町長が議案として、議会に出させていただく。そこで、
それは何かというと設置条例というのがありますから、設置条例ののっとして、今度は議会
に判断していただくということですから、何ら条例違反はないということです。

○(田坂 敏 教育長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 教育長) はい。

先ほど濱田議員から、なぜ条例にしないかというのがお尋ねありました。そもそもこの統廃合或いは、この適正配置につきましては、国の方、文科省からこれではなければならないという限定ではございません。町或いは市町で、学校の状況、或いは地域の状況をかんがみて、冷静に判断をして統廃合を考えていくというような手引きはございます。

以前、一番最初の令和平成のときに、弓削中学校と生名中学校を算出したときには、学校教育問題審議会という、もう学校で受ける、いろんな問題、いじめ不登校含めて、いろんな問題を扱う条例で行いました。先ほど町長からもありましたように、今回、令和3年度には、学校の適正配置ということに特化した委員会で検討しようという、そういったために要綱を作成いたしました。ですので、法令に違反してはではなく、地域、或いは学校の状況を丁寧に吟味しながら、ある方向性を見いだすというのが、この要綱で行ったというだけの話でございます。ですのでなぜ条例にしないかと言われれば、そういう条例も1つあります。でもこの要綱でやるのも1つあります。ただそれをどれを選ぶかは、これは町、或いはそのときの教育委員会の対応でございます。

以上でございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

今、これもう、今日もまた平行線ですね、本当に問題が、複、複雑というか、複雑になるというふうに思っておりますけども。単純に前回の条例であったので条例をやればいけないかという考え方が1つ。

また、行政は、私に言わせれば屁理屈かなと思いますけども、要綱でこうやってるんだから問題ないよとおっしゃいますけども、そうしますと要綱で決めたものは、議会にかけなくていいんですかね。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 教育長) はい。

ありがとうございます。

先ほど申しましたように、最後、要綱で検討委員会で、いろんな地域の状況、或いは今の現状、或いは学校の実情そういったものも考えた中で、設置条例、設置、どういうふうに接していくかというの、方向性を出します。しかし、それを教育委員会が今度それを受けて、基本的な計画を立てます。結局それが最後は、議員さん、議会に諮って、学校設置条例という形で判断をいただくようになります。だから最後は議会で判断をしていただくこととなります。ですので、それが早いか遅いかの段階だと思っただけであればありがたいんですけども、最初の検討する段階で、議会の判断を仰ぐのか、或いはもう決まった状態である程度方向性がでた段階で最後、議会の判断をいただくかの問題となります。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、最後です。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

実は1月の22日の日付ですね、これはいただいたコピーなんですけども、岩城小中学校の統廃合を考える会という会がありまして、そこの会長である宮本さんが、教育長に要望書を上げてます。もう一月以上経過しておりますが、私の知る範囲ではまだ、教育長の方から、この要望書というのは、条例に基づいてといいますか、そこで再度やってくださいという要望だと理解してはいますが、それは返事がまだ来てないという状況を聞いてはいますが、それは事実ですか。

○(田坂 敏 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田坂教育長。

○(田坂 敏 教育長) はい。

それは、事実でございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、さっき最後と言いました。どうぞ、これで本当に最後ですよ。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

すいません。非常にね、今日も午後になるかと思えますけども、この問題で、請願が2つ出てきております。やはり、そのように、住民の方々からですね、もう請願まで出てきて、2件、また、ここの議場でやるしかないんですけども、それだけ町民の方々も関心があり、なおかつ、何とか条例に基づいてやって欲しいという要望だというふうに思っておりますし、また、在り方検討委員会で決められた内容がですね、事実と違うという点があるので、請願が出てきているという内容でございます。これも非常に関連がありますのでね。ぜひ当然、議員仲間と相談しますが、その請願についてもですね、いい方向に採択されて、善処した、していただきたいと、このように思います。今、今回の町長がおっしゃったように要綱でもいけるんですよと言うのであれば、12月の答弁は、あれは撤回していただかないと。要、条例でやっていますとおっしゃって、濱田議員嘘を言わないでくださいといわんまで言われたんです。私は言いました。嘘は言ってません。発言を修正、或いは撤回してくださいということまでおっしゃられました。私もそれにならって、修正も撤回もいたしませんということ、今日まで来てると。今回のまた3月議会で同じ質問をしたと。質問したけども、何ら行政側の譲歩も何もない。屁理屈を押し通したというような感じを私は、感じております。

これは決して行政にとってですね、プラスにならないですよ。こういう状況で、ご質問も、他、ありますけども、議長の方から一問多く質問をさせていただいてはありますが、どのようなまちづくり、学校の環境を変えていくというのはですね、やはり、なかなか納得がいけない。行かない。決して町民に寄り添ってないというふうに解釈できると思います。決して行政のサイドのプラスにはならないと思いますけども、その点を申し上げまして、大変残念ですけども、いやもう少しね、町長、率直に言って考え直すもんね対応ね考えてもらいたいですよ。

○(前田 省二 議長) 濱田議員、よろしいですか、もう。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

はい、一応これで終わります。で、改めてまた、次の議会で。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、濱田高嘉議員の質問を終わります。

続いて、本田議員の質問を許可いたします。本田議員。

(本田 志摩 議員、登壇)

○(3番・本田 志摩 議員)

失礼します。議席番号3番、本田志摩でございます。通告書に従って、質問いたします。創設より10年あまり経過した「総合教育会議」の連携協議内容と今後の展望についてお伺いいたします。

町の存続、存続に非常に大切な要素であります教育行政について、現在の推移をお伺いいたします。

平成27年度より地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部が改正され、この町でも総合教育会議が町長により招集されるようになりました。この改正の主旨は4つあり、1つは、教育長と教育委員長の一体化。2つ目は、教育委員会のチェック機能の強化。3つ目に総合教育会議の設置。4つ目は、総合教育会議の協議による教育大綱の策定とあります。これは民意を反映した自治体トップと教育行政を執行する教育委員会の連携が図られるためのものであり、言い換えれば首長を選出する町民が選挙を通じ、教育に間接的に関わることになった抜本的改革でもありました。

町にとって大切な局面のいま、首長のこれまでの連携協議の内容と今後の展望について住民の関心の高い点です。総合教育会議を招集されてきた立場より考えをお示しください。

お願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長) はい。

本田議員の質問にお答えいたします。

本町における教育行政は、将来の地域の担い手を育む、最重要課題ととらえており、ご案内の通り、平成27年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正以降、町長が招集する総合教育会議において、教育委員会と連携し、教育大綱の策定及び改定、児童生徒の学力、体力、教育環境の整備、地域と学校の連携強化などについて意見を交わして参りました。ご質問のこれまでの連携協議の主な内容としましては、先ほど申し上げた通りですが、教育大綱の改定策定と改定を主軸としながら、教育委員会から、児童生徒の学力や体力の状況、教育環境、その年ごとの課題などが議題として提出され、その都度、教育委員会の皆様と意見を重ねてきております。

また、今後の展望としましては、これまでと変わりなく、教育委員会から出された議題について真摯に協議を続けていきますとともに、総合教育会議を招集する町長として、教育委員会の取り組みを全力で支えて参ります。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

ありがとうございます。

なぜこの質問に至ったかと申しますと町の存続にかける人口減少対策に、教育分野の果たす役割は非常に大きいと思っております。町長におかれましては、可能性を秘めたこの分野に、どういった展望を持っていらっしゃるのか。少し先のストーリーが、現在の仕掛けにどう繋がっているのか。普段は研究を遠慮されている印象がございますので、伺った次第です。

また、この分野が持つ範囲がとても広いです。子どもだけでなく、大人にとっても幸福度に大きく関わる大切な分野です。こと、ご高齢者の占める割合が大きい町ですので、この方たちが受け取るものも少なくないと認識いたしております。文化、スポーツ、生涯学習といういろいろございますが、人口増のための魅力化について、特に地域コミュニティー活動、サロン活動、地域交流、世代間交流といった面も求められていると感じます。

今後、注力されたい課題をどの辺りに感じていらっしゃるか、お伺いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

私の教育に対するスタンス、常日頃からお伝えしていると思っておりますのでご理解いただいているものと認識しております。もう1例を挙げるのもどうかと思っておりますが、教育に関しては離島留学、魚島の学校環境を整える。そして、弓削高校への支援、離島留学への支援。そして、弓削商船への協力と協議支援。そのような形で具体的には、やっておりますし、常日頃から、教育というものは、即効性はないけれども、上島町にとって一番重要な施策であるということはお伝えをしているつもりでございます。平素の施策から私の教育に対するスタンスはご理解いただきたい、そのように思っております。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

教育分野がですね、子どもに限らず、全世代にとって恩恵のあるものであって欲しいなというふうに思いましたのでご質問させていただきました。現在進行中の義務教育期間の魅力化についても現行のクラス運営に不満を持つ保護者が多くいらっしゃるのを在り方検討委員会でも、骨子案の説明会でも見聞きいたしました。

また、地域の合意形成に課題が多く残されていると感じております。どちらも取り残すことのできない課題ですので、今後も注力をお願いいたしたいです。

そして、この先の未来に繋がる自治体存続に繋がっていく展開を導き出していけるようお願いしております。今後の着地点といたしますか、どういう魅力化に繋がっていくかについて、少しお伺いしたいです。お願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

在り方検討委員会のお話も出ましたが、実は昨日の総合教育会議でもお伝えしたように、私は、教育委員会がプロ集団でございますから、そして情報が一番たくさん入ってくるところ、教育に関して、でございますから、方向性、取りまとめ等々について、結論はともかく、その手法、やり方については、教育委員会に信頼を寄せてお任せするのが一番良い方法だと思っております。たとえが悪いかも知れませんが、私は常日頃、私に教育長やれと言われてもようやらないと言っています。それは、知識や情報が少ないからでございます。様々な意見があるとは思いますが、その一番情報が集まるところが十分に精査して対応していく。それ、それから、総合教育会議にありますように、その内容について町長の方に報告をいただく、そのような形が一番よろしいかと思えます。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員、最後です。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

ありがとうございます。

ぜひですね、今後自治体の存続に繋がっていく、人口が増えていく、そういう図式に向かって話が進んでいくように強く願っております。よろしく願いいたします。以上です。

(本田 志摩 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、本田志摩議員の質問を終わります。

続いて、濱田和保議員の質問を許可いたします。

(濱田 和保 議員、登壇)

○(6番・濱田 和保 議員)

議席番号6番、濱田和保です。

本日は2つの質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1番目に、岩城先田名後のごみ処分の今後についてと、報道で町長以下、幹部が頭を下げている姿を見て、多くの町民はこのことを初めて知りました。しかし、中身については、ただ単に、行政が、また、間違っただけをして誤っているとしか、とらえられてなくて、ちゃんとしてよぐらいにしか思っていないと思え何がどうなっているのかわからない状況だと思います。しかし、この問題の本質である、今後の上島町について、そこまで心配している町民はあまり多くないと思います。まだ、原因を究明中であり、詳細も判明していない状況であり、県からの処分や町の今後の方針も検討中であるので、公表、公表は控えていると聞いていますが、この問題が、現時点で予測できる、今後の上島町の財政に及ぼす影響や町民が今後受けるであろう不利益について、大まかにいいので、教えてください。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

(今井 稔 健康福祉部長、登壇)

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

濱田和保議員にお答えいたします。

今回の是正措置に伴う財政への影響についてですが、是正に必要な期間は約 12 年間と見込んでおり、年度ごとの支出が一時的に集中することがないように財政負担の平準化を徹底して進める計画です。

さらに、適正な事業執行やコスト縮減の最大化を図ることで、行政サービスが低下しないように努めて参ります。

(今井 稔 健康福祉部長、降壇)

○(6番・濱田 和保 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(6番・濱田 和保 議員) はい。

ありがとうございます。

ごみ処理場の許容量超過による不法投棄の場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法に違反します。この違反に対する罰則は、個人の場合、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金となっています。法人の場合は3億円以下の罰金となっていますが、今回のこの上島町の場合も、これらが適用されるのでしょうか。

また、排出元の市町村が、その後の費用をおうとなっているようですが、その費用は一体どこから捻出するつもりなののでしょうか、教えてください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

廃棄物処理法に誰が該当するかどうかは、今の時点では明確にはわかっておりません。

過去、令和平成2年に旧岩城村で設置してからの状況でございますので、簡単に言うと第三者委員会で調査していただければいいと思っております。残ってるデータと残っていないデータがございますので、じゃあだ、誰あなたが廃棄物処理法に違反しますよ、あなたが廃棄物処理法に違反しますよっていうのはなかなか多分難しい話、何百人、何千人という方が捨てて、一般の方が捨てておられますので、それぞれが廃棄物処理法の罰則規定にどう反映されるかというのは今の時点では、私もわかりません。第三者委員会においても、捨てた1人ずつにどういう罰則を与えるかっていうのはなかなか難しいんじゃないかとこれは個人的な感想であります。ただ、なぜこういうことになったか。誰が責任取らないといけないか、それはしっかりと、第三者委員会の方で対応して参りたい。そのように、思っております。

そして今、財源につきましては、上島町の一般財源、この財源で処分する方向になります。

○(6番・濱田 和保 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(6番・濱田 和保 議員) はい。

今の答弁で、誰に責任があるのかという話が出ましたけども、行政事務において、違反があった場合、やはり行政に責任があるんじゃないかとは、一般的に考えるところではないかと思えます。その個人を誰かという話ではなくって、これは町に責任があるというのは明らかかな話であります。

以前、上島町の財政状況が心配で大丈夫ですかと聞くと財政状況を示す実質公債比率や早期健全化比率が、基準より下回っているの、健全だと返答しております。

本当は大変な状況にあるのに、安心させるために都合の悪いことはなるべく言わないように、また、できるだけ矮小化して伝えているように見えるのは、私だけではないと思います。

今すぐに夕張のようになることはないにしても、愛媛県下では一番近いところにある行政だということは確かではないでしょうか。ことを必要以上に、大げさに荒立てることは必要ありませんが、解釈の違いがあるにしても、本当のところを町民に対して、上島町の財政の大変な状況を伝えて、これから先、町民にも協力や我慢をするよう伝えることが必要ではないでしょうか。そういう中、今回のごみ処理問題が持ち上がりました。この問題がなくても、町は多くの反対の声があっても弓削潮湯の潮湯の廃止を決定したり、生名フェリーの高齢者の通院補助を廃止したりしています。町民の福祉に寄与する予算を削減しています。この問題は単に間違えましたすいませんという問題ではなく、これから先、何年も続く、このごみを適正に処理するためにかかる、何億円にもなる費用は、これからの我が町の財政に重くのしかかり、町民の今後に大きな影響を及ぼすと思われま。その時になって初めて気が付いて慌てないように町のリーダーは、町民に対して必要ならば、謝罪もし、また、様々な想定をしているのである、いる、いるであろう、これからのこと、今現在、いえる範囲で丁寧な説明が必要ではないかと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申し上げました法的な違反については、第三者委員会にゆだねますけれども、廃棄物処理法、私も一般の方よりは勉強をしております。ある意味資格も持っております。で申し上げますと、要はす、捨てる側、多分そのような発言されたと思ひます。捨てる側、要は捨てた側の廃棄物処理法違反。

そして今、問題になっているのは、許容量をオーバーした、これの廃棄物処理法違反、2種類あると思ひますので、先ほど私が申し上げましたのは、一人一人の、その違反を判明するのは難しいといったことであって決して行政側が責任を取らないとかそういうことを言っているんではございません。行政側も今後しっかりと調査を受けて、どのような方向になるかという処分まで出てくるという流れというのはご案内の通りでございます。

そして、何度か上島町の健全化の数値のことについてご発言がありますが、これは再度申し上げますがこれは国が決めた4つの指標がございまして、その4つの指標の数値内に入っていれば、健全であるというのが、これは国の示した方向性でございますから、それにのっかって、健全であると言っているだけでございまして決して矮小化とか、ごまかすとかそういうことではございません。私は普段から上島町の財政状況厳しいということはお伝えをしております。

○(6番・濱田 和保 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、最後です。

○(6番・濱田 和保 議員) 次の質問。

○(前田 省二 議長) 次の質問、はいどうぞ。

○(6番・濱田 和保 議員) はい。

次の質問に移らせていただきます。

次は、家老渡フェリーの今後についての質問ですが、同僚議員と同じような質問になっていますので、大部分は割愛させていただきます。ただ1つ伝えたいことは、この問題は、この家老渡フェリーを利用して、通学している弓削商船の学生や旧日立造船などに通勤している人たちや通院や買い物に利用している人たちや、また、上弓削・久司浦の人たちだけの問題ではありません。この航路をあまり利用していない生名や岩城の人たちにとっても、私たちはあまり関係ないでは済まされません。今現在、このフェリーを利用している1日に多いときでは300台以上にのぼる車が生名フェリーによし、押し寄せてくるのが容易に想像できます。今でも乗船車両が多くて、待機待ちが頻繁に起きている中で、300台以上にのぼる車が増えれば、ますます混雑が予想され、様々な問題が生じてきます。そうなれば、今以上に、生名の人ばかりでなく、この生名フェリーを利用している人たちも時間通りに船に乗れなくなって困るようなことになるのは必然であります。そのようにならないよう町民のためにどのようなスタンスで、町はこの問題に対応しているのか。町のスタンス1つで出てくる結果が違います。以前、橋の影響で経営が苦しくなった青丸には、新しく小型のフェリーを1億円以上もかけて、新造いたしました。そして航路を残しました。しかし、尾道航路のドルフィンには多くの町民の残して欲しいという声がありながら、力強い

○(前田 省二 議長)

濱田議員、途中ですが、質問状に出ている質問と全然ずれております。

○(6番・濱田 和保 議員)

いや、最後は一緒になりますので。

○(前田 省二 議長)

全然、文章が違います。この通りに行く。

○(6番・濱田 和保 議員)

私もう私最後の言葉だけなんで、私の意見だけなので、質問というよりは、はい。

ドルフィンには残して欲しいという声がありながら力強い支援がなかったのが、なくなってしまいました。今回の家老渡フェリーの存続も因島の1事業者の問題ではあります。上島町の足を公共の足を担っている上島町にとっては大切な航路だと思います。町民のために力強い強い対応をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

(濱田 和保 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

議員の皆様をお願いします。

ここの一般質問は質問の場です。感想の場ではございませんので、次回から気をつけていただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

日程第6、議案第6号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第6、議案第6号、「上島町海水温浴施設条例を廃止する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第6号、「上島町海水温浴施設条例を廃止する条例」について説明いたします。

提案理由は、令和8年3月31日をもって、上島町海水温浴施設潮湯の営業を停止し、利用料等の徴収をする必要がないことから、この条例案を提出するものです。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上簡単ですが説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。討論、前へ。

(本田 志摩 議員、登壇)

○(3番・本田 志摩 議員)

反対の立場から討論いたします。

1つの公共施設の、これを利用する権利と福祉増進を図る設置目的を全うする観点から、潮湯営業停止に至るまでの適切な事態改善努力が、十分に図られた後の判断であったかに、疑義をめぐえません。このため反対するものです。

以上です。

(本田 志摩 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論はございませんか。はい。

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第6号、「上島町海水温浴施設条例を廃止する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：尾藤議員、宮畑議員、徳岡議員、上村議員、徳永議員、藤田議員、亀井議員、
藏谷議員

反対者：本田議員、濱田和保議員、濱田高嘉議員

はい。賛成多数です。

よって、議案第6号は原案の通り可決されました。

日程第7～8、議案第7号～8号

○(前田 省二 議長)

続きまして、日程第7、議案第7号、「上島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」と、日程第8、議案第8号、「上島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の2件は、「乳児等に関連する内容」でありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第7号、「上島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」と、日程第8、議案第8号、「上島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の2件は、「乳児等に関連する内容」になりますので、一括議題といたします。

それでは、議案第7号、「上島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」から、順次説明を求めます。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

議案第7号、「上島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について説明いたします。

提案理由といたしまして、子ども子育て支援法第54の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

次の10分の1ページをお願いいたします。

本条例は上位法の改正により、新たに制定するものでございます。

令和8年度から、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、子ども子育て支援給付の対象となることから、民間保育事業者などが、この事業を実施する際に、特にその運営に関して守るべき基準を条例として定めるものです。

なお、現在には、現在、本町には、本条例の対象となる民間保育事業者はございません。

この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第8号、「上島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について説明いたします。

提案理由といたしまして、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する規定を整備する必要が生じたため、この案を提出するものです。

次の9分の1ページをお願いいたします。

本条例は国の制度、創設に伴い、新たに創設するもので、令和8年度から全国で開始されるこども誰でも通園制度に対応するため、事業者が遵守、遵守すべき設備及び運営に関する基準を定めるものです。こども誰でも通園制度は、これまで保育所を利用するために必要で

あった保護者の就労要件を問わず、生後6ヶ月から満3歳未満の子どもが月、一定程度まで通園できる制度です。本町では、利用料は、1時間当たり300円、月10時間までとし、弓削保育所、岩城保育所の2施設で受け入れ準備を進めております。

この条例は公布の日から施行し、第23条については国の制度開始に合わせ、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

初めに、議案第7号、「上島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の質疑を行います。

質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号、「上島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第7号は原案の通り可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第8号、「上島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の質疑を行います。

質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号、「上島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第8号は原案の通り可決されました。

日程第9、議案第9号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第9、議案第9号、「上島町スポーツ合宿村公園、もとい、スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の、説明を求めます。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、後藤観光戦略課長。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) はい。

それでは、議案第9号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由は、上島町スポーツ合宿村公園の利用料金の見直しに伴い、関係規定の整備をする必要が生じたため、この案を提出するものです。

それでは、主な改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております、参考資料、新旧対照表1ページをお願いいたします。

今回の改正は、物価高騰などの影響により、営業収入は増加しているものの、営業利益が減少していることから、蛙石荘の宿泊利用料の見直しを行い、経営の安定化を図るものです。

別表第5中の大人宿泊料を4,890円から5,400円に、大学生を4,830円から4,900円に、高校生を3,260円から3,600円に、小中学生を2,750円から3,100円に改定いたします。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で議案第9号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号、「上島町スポーツ合宿村公園条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第9号は原案の通り可決されました。

はい。ここで途中でございますけれども、休憩に入りたいと思います。

再開は13時より行いますので、よろしく願いいたします。以上。

(休憩 : 午前11時53分 ~ 午後1時00分)

日程第 10～12、議案第 10 号～12 号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第 10、議案第 10 号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第 12、議案第 12 号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、「保育等に関連する内容」になりますので、一括、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）はい。

異議なしと認めます。

よって、日程第 10、議案第 10 号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第 12、議案第 12 号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の 3 件は、「保育等に関連する内容」になりますので一括議題といたします。

それでは、議案第 10 号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」から、順次説明を求めます。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

議案第 10 号「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしまして、児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

主な改正内容について説明いたします。

議案に添付しております参考資料、新旧対照表の 2 分の 1 ページをお願いします。

17 条第 2 項において、これまでは、児童相談所等で利用開始前に、健康診断が行われていた場合には、保育事業者が行う健康診断を省略できる旨を規定しておりました。

改正後は、これに加えまして、母子健康法に基づく健康審査についても、内容が重複する場合には、同様に省略できるよう整理するものでございます。

なお現在本町には、本条例の対象となる保育事業者及び事業者はございません。

この条例は公布の日から施行します。

続きまして、議案第 11 号、「上島町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしまして、児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

主な改正内容について説明いたします。

議案に添付しております参考資料新旧対照表の 1 分の 1 ページをお願いいたします。

第 25 条において、虐待等の禁止規定の引用条文を改正後の通り、施設種類に応じた条項に修正するものでございます。

続きまして、議案第 12 号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしまして、児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたのでこの案を提出するものです。

主な改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料、新旧対照表の 1 分の 1 ページをお願いします。

第 12 条において上位法である児童福祉法の改正に伴い、引用している条項のずれを正しく修正するものでございます。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

初めに、議案第 10 号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 10 号は原案の通り可決されました。

次に、議案第 11 号、「上島町特定教育保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 11 号、「上島町特定教育保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 11 号は原案の通り可決されました。

次に、議案第 12 号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。

質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 12 号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例、関連する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 12 号は原案の通り可決されました。

日程第 13、議案第 13 号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第 13、議案第 13 号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（小林 俊則 消防長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、小林消防長。

○（小林 俊則 消防長） はい。

議案第 13 号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、総務省消防庁が火災予防条例令の一部を改正することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この議案を提出するものです。

主な改正内容といたしましては全国的に屋外に設置される簡易的なサウナ設備が増加していることから、対象火気設備の種類に簡易サウナ設備を追加するとともに、所要の改正を行うものです。

改正点についてご説明いたしますので、参考資料、新旧対照表の 3 分の 1 ページをご覧ください。

改正後の欄に、これまでになかった簡易サウナ設備に、関する条文が追加され、第 7 条の 2 は、屋外に設けるテント型サウナ室。バレル型サウナ室については、次の各号の基準によらなければならないと明記しています。

第 1 号では、対象火気設備等及び対象火気、器具等の隔離距離に関する基準により、得られる必要な距離を保つこととし、第 2 号では、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、熱源を遮断する設備を設けること。ただし、薪を熱源とする場合に、消火器を設置した場合はこの限りではないとしています。ただ、続く第 2 項では、簡易サウナ設備の

位置、構造管理については、火災予防条例中の他の条項を準用することとしています。

3分の2ページの第7条の3以降の改正につきましては、条例中に簡易サウナ設備が加えられたことにより、これまでサウナ設備としていた設備名称を一般サウナ設備として改めています。

また今回の条例改正に合わせて、第29条の7、第1項第1号に住宅火災の出火防止設備として、感震ブレーカーを追加しています。

改正内容の説明は以上です。

なお、附則として、この条例は令和8年3月31日から施行します。

以上となります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号、「上島町火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第13号は原案の通り可決されました。

日程第14、議案第14号

○(前田 省二 議長)

次の日程第14、議案第14号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第6号）」から日程第21、議案第21号、「令和7年度上島町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの補正予算案8件ですが、今回の補正は、入札減少金による補正や事業の実績に伴う、減額が主な理由であるため、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議の上、即採決したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）はい。

よって、今回の補正予算議案予算案は、予算決算委員会への付託は省略し、本日、ここで審議の上、即採決することにいたします。

それでは、日程第14、議案第14号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の措置、説明を求めます。座ってお願いいたします。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

許可をいただきましたので、座って説明させていただきます。

議案第 14 号、「令和 7 年度上島町一般会計補正予算（第 6 号）」の説明をいたします。
予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 5,100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 2,500 万円といたします。

第 2 項の歳入歳出予算の補正につきましては、お手元の予算資料、予算説明資料 No. 1 の 1、令和 7 年度 3 月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

1、1 ページをお願いいたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計がマイナス 2 億 5,100 万円。

特別会計はマイナス 1 億 4,300 万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計マイナス 1 億 1,500 万円。後期高齢者医療事業会計マイナス 310 万円。介護保険事業会計マイナス 770 万円。特別養護老人ホーム事業会計マイナス 1,120 万円。生名船舶事業会計マイナス 600 万円となっております。企業会計はマイナス 2,180 万円で、その内訳は、上水道事業会計 600 万円。下水道事業会計マイナス 2,780 万円となっております。

次に、一般会計の補正予算編成は、町税、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債等を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

主な財源としては、町税 1,862 万 5,000 円。これは町民税及び固定資産税です。

地方交付税 1 億 6,158 万 1,000 円。内訳としいたしましては、普通交付税 1 億 258 万 1,000 円。特別交付税 5,900 万円です。

2 ページをお願いいたします。

国庫支出金マイナス 2,661 万 8,000 円。これは社会資本整備総合交付金等です。

県支出金マイナス 3,193 万 9,000 円。これは離島生活航路維持確保対策事業費補助金等です。繰入金マイナス 3 億 7,500 万円。これは財政調整基金繰入金です。町債マイナス 5,170 万円、これは入札減少期等による事業費の減に伴う減額計上です。

以上マイナス 2 億 5,100 万円で、補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由として、補正理由と要旨ですが、まず 1 番目として、繰越明許費について説明いたします。

1 番の社会保障税番号制度システム整備事業は、国の通知により、住民基本台帳システム及び、戸籍附票システムの改修を行うため、3 月補正予算に計上したこと。

2 番の物価高騰対応子育て応援手当支給事業。

3 番の子育て世帯生活応援給付金事業。

6 番の農林水産業。農林水産業者物価高騰対策支援事業及び、9 番の生活応援商品券事業は、重点支援地方交付金等を活用し、1 月補正予算に計上したこと。

4 番の先田名後一般廃棄物最終処分場法面安定解析業務は、超過した廃棄物の搬出作業に当たり、施設の安全確認が必要となったため、予算流用で対応したこと。

5 番の岩城診療書開業等支援事業は、診療所の開設に当たり、医療法人との調整に不測の日数を要したこと。

7 番の水産物供給基盤機能保全事業及び 8 番の海岸メンテナンス事業は、関係機関との調整等に不測の日数を要したこと。

10 番の耐震シェルター設置要支援者補助事業は、受け付け期間、受け付け期間、間際での申請により工期が確保できなかったこと。

11 番の防災安全交付金事業及び 12 番の地方創生道整備交付金事業は、地権者との調整に不測の日数を要したこと。

13 番のがけ崩れ防災対策事業は、入札不調に伴う設計の見直し等に不測の日数を要したこと。

14 番の海岸メンテナンス事業及び 15 番の J アラートと受信機更新業務は、機器の納入に不測の日数を要したこと。

これらの理由から、年度内完成が見込めず、それぞれ翌年度に繰り越すものです。

次に、2 番目として、債務負担行為の補正ですが、予算書 8 ページ、第 3 表、債務負担行為補正をお願いいたします。

これは中小企業振興資金の事業期間と限度額の変更及びインランド・シー・リゾート フェスパの指定管理料について、債務負担行為の設定を行ったものです。

3 番目として、地方債の補正ですが、予算書の 9 ページ、第 4 表、地方債補正をお願いいたします。

港湾施設整備事業に係る起債を増額したことにより、限度額の総額を補正前 8 億 2,100 万円から、8 億 2,400 万円に変更するものです。

先ほどの資料、補正予算の概要の 3 ページをお願いいたします。

4 番目として、次の事務事業が一部変更等を要するに至りました。

1 の移住者住宅改修支援事業は、愛媛県の予算額が上限に達したことによる減。

2 のデマンド交通導入支援業務は、入札減少金による減。

3 の離島生活航路維持確保対策事業及び 4 の廃屋解体撤去補助事業は、補助申請額が当初の見込みを下回ったことによる減。

5 のスポレク野球場照明 LED 化工事は入札減少金による減。

6 の岩城屋内運動場照明 LED 化工事は、事業見送りに伴う減。

7 の公立学校情報機器整備事業は、入札減少金による減となっております。

8 の基金積立金は、地域、地域振興基金等の積み立てによる増となっております。

5 番目として、その他、経常投資経費の変更を要するに至りました。

以上で議案第 14 号、「令和 7 年度上島町一般会計補正予算（第 6 号）」の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 14 号、「令和 7 年度上島町一般会計補正予算（第 6 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 14 号は原案の通り可決されました。

日程第 15、議案第 15 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 15 号、議案第 15 号、「令和 7 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。座ってお願いいたします。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは座って説明させていただきます。

議案第 15 号、「令和 7 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 1 億 1,500 万円を減額し、予算の総額を 7 億 4,500 万円とします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。歳入になります。

4 款 1 項 1 目の保険給付費等交付金 8,450 万円の減は、療養給付費などの実績見込みに伴う普通交付金の減額によるものです。

8 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 3,040 万円の減は、保険基盤安定繰入金などの額の確定によるものです。

10 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款の保険給付費 8,000、8,450 万円の減は、実績見込みに伴う減です。

12 ページをお願いいたします。

3 款の国民健康保険事業納付金 3,118 万 5,000 円の減は、令和 7 年度国民健康保険納付金の額の確定による減額です。

以上簡単ですが説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 15 号、「令和 7 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 15 号は原案の通り可決されました。

日程第 16、議案第 16 号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第 16、議案第 16 号、「令和 7 年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（今井 稔 健康福祉部長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長）はい、今井健康福祉部長。はい。座ったままで。

○（今井 稔 健康福祉部長）はい。

それでは議案第 16 号、「令和 7 年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 310 万円を減額し、予算の総額を 1 億 7,820 万円とします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項 1 目の現年度分特別徴収保険料 100 万円の減及び 1 款 1 項 2 目、現年度分普通徴収保険料 200 万円の増は、当初後期高齢者広域連合が見込んでいた保険料に対し、実績により補正するものです。

4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金、事務費繰入金 104 万 4,000 円の減、及び 4 款 1 項 2 目の一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金 305 万 6,000 円の減は、広域連合が示す額が確定したことにより補正するものです。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金 310 万 1,000 円の減は、保険料の減額に伴い、の納付金も減少したため、補正するものです。

以上簡単ですが説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 16 号、「令和 7 年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 16 号は原案の通り可決されました。

日程第 17、議案第 17 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 17、議案第 17 号、「令和 7 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。座ったままでお願いします。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 17 号、「令和 7 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額ですが、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 770 万円減額し、予算総額を 10 億 730 万円とします。

主なものについて事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、3 款 1 項 1 目、国庫負担金の介護給付費負担金 235 万円の減は、介護医療院の利用者減によります、3 款 2 項 1 目の調整交付金の現年度分 1,005、1,005 万円の増は、調整交付金交付割合の増によるものです。

4 款 1 項の支払基金交付金 590 万 6,000 円の減は、介護給付費見込み額が減少し、地域支援事業のサービス利用者の減によるものです。

8 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目、県負担金の介護給付費負担金 220 万円の減は、居宅サービス会介護医療院の利用者の減によるものです。

7 款 1 項 1 目の介護給付費繰入金 175 万円の減については、在宅介護サービス費などの給付費の減によるものです。

7款2項1目の介護給付費準備基金繰入金318万4,000円の減については保険料により充当ができ、繰入の必要がなくなったものです。

9ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費の委託料ですが、令和7年度にマイナンバーカードへ移行、マイナンバーカードへ移行に伴う介護保険事務負担、介護保険の事務処理システム改修費を計上していましたが、令和8年度以降に変更されたことによる減額をしております。

10ページをお願いいたします。

2款1項の介護サービス介護サービス等諸費、1,100万円の減は、サービス利用者の減によるものです。

15ページをお願いいたします。

2款5項1、2款5項1目の高額医療合算介護サービス費300万円の減については、医療介護保険の申請者及び利用額の減によるものです。

17ページをお願いいたします。

4款1項1目の介護給付費準備基金積立金の1,186万8,000円の増については、保険料の充当後の余剰金によるものです。

18ページをお願いいたします。

5款1項1目の介護予防生活支援サービス事業費の415万円の減についてはサービス利用者の減によるものです。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第17号、「令和7年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第17号は原案の通り可決されました。

日程第18、議案第18号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第18、議案第18号、「令和7年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 18 号、「令和 7 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算 (第 2 号)」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように歳入歳出それぞれ、1,120 万円を減額し、予算総額を 4 億 4,640 万円とします。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項 1 目 1 節の介護サービス費収入 390 万円の増は、当初見込み、見込みより利用者数が増えたことによるもので、2 節、食事サービスしき、食事サービス費給付金収入 70 万円の減は、利用者数が増えましたが、給付割合が少ない利用者が増えたことによるものです。

1 款 1 項 2 目、自己負担金収入 250 万円及び食事サービス費自己負担、負担金収入 120 万円の増は、自己負担割合の利用者が増えたことによるものです。

2 款 2 項の居宅介護サービス費収入 270 万円の減は、当初の見込み、見込みより利用者数が減ったことと、給付割合が少ない利用者が増えたためです。

7 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 1,560 万円の減は、歳出予算の減少に伴うものです。

続いて 9 ページをお願いいたします。

歳出になりますが、まず、1 款 1 項 1 目の一般管理費 990 万円の減は、実績により人件費等を減少する減額するものです。

10 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目 10 節の介護サービス事業費、需用費、の需用費、150 万円の減は、実績に伴い、光熱水費を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 18 号、「令和 7 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算 (第 2 号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 18 号は原案の通り可決されました。

日程第 19、議案第 19 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 19、議案第 19 号、「令和 7 年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長、座ったままで。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第 19 号、「上島町生名船舶事業会計補正予算（第 2 号）」について説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 600 万円を減額し、総額を 3 億 2,300 万円とします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項 1 目の運行収入のうち 1 節旅客旅客収入を 200 万円。2 節、荷物収入を 870 万円増額しております。これは利用者が当初の見込みより増加したことにより、それぞれ増額補正するものです。

3 款 2 項 1 目の基金繰入金 1,860 万円の減額は、運行収入の増及び歳出の不用額発生によるものです。

8 ページをお願いします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目の 12 節、委託料の 148 万 9,000 円の減額は、契約減少金の発生によるもので、24 節、積立金の 70 万円の増額は、生名船舶基金を利率の優位な積み立てに変えたことによる増で、26 節、公課費 160 万円の減額は、消費税支払額の確定に伴うものです。

9 ページをお願いします。

1 款 2 項 1 目の運行総務費の 2 節、給料 200 万円及び 4 節、共済費 200 万円の減額は、当初は船員の増員を見込んでいましたが、予定した採用数に満たなかったことによるものです。

2 目の船舶整備費は、財源 470 万円を一般財源から船舶事業収入に組み替えたものです。

以上で議案第 19 号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 19 号、「令和 7 年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 19 号は原案の通り可決されました。

日程第 20、議案第 20 号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第 20、議案第 20 号、「令和 7 年度上島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（田房 良和 総務部長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、田房総務部長。

○（田房 良和 総務部長） はい。

議案第 20 号、「上島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条で、当初予算の第 3 条に定めた収益的収支及び支出の予定額を収入の 1 款 1 項営業収益を 800 万円増額し、収入総額を 2 億 4,650 万円とし、支出の 1 款 1 項営業費用を 600 万円増額し、支出総額を 2 億 3,100 万円とします。

補正予算の主なものにつきまして、補正予算明細書で説明いたしますので、9 ページをお願いいたします。

収益的収入の 1 款 1 項 1 目の給水収益 800 万円の増額は、使用水量が当初見込みより増え、水道使用水量が増加したことによります。

収益的収支の 1 款 1 項 1 目の減水及び浄水費 600 万円の増額も、使用水量が当初見込みより増えたことにより、受水費が、増加したことによります。

以上で議案第 20 号の説明を終わります。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 20 号、「令和 7 年度上島町上島上水道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 20 号は原案の通り可決されました。

日程第 21、議案第 21 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 21、議案第 21 号、「令和 7 年度上島町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

まず、大変申し訳ございません。

予算書に誤りがございましたので、修正をお願いいたします。予算書の 1 ページ、本日お配りしております。この「令和 7 年度上島町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)」1 枚の紙なのですが、資料のですね、朱書き部分の数値に変更をお願いしたいと思います。この部分はですね、本来補正しない項目も含めた総事業費を計上すべきところを、補正額の合計を計上しておりました。

なおですね、2 ページ以降の補正予算書には影響ありませんので、よろしくをお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

議案第 21 号、「上島町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)」について説明いたします。

まず、予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の業務の予定量は、主要な建設改良費、建設改良事業を 1,030 万円減額し、計 2,278 万 1,000 円とします。

第 3 条の収益的収入及び支出ですが、収入支出それぞれ 1,750 万円を減額し、予定額を収入支出それぞれ 4 億 7,150 万円とします。

2 ページをお願いいたします。

第 4 条の資本的収入、及び支出は、収入を 853 万 7,000 円減額し、5,545 万 9,000 円とし、支出を 1,030 万円減額し、1 億 8,487 万 2,000 円とします。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 2,941 万 3,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 177 万 3,000 円。過年度分損益勘定留保資金 6,814 万 5,000 円。当年度分損益勘定留保資金 5,949 万 5,000 円で補填します。

第 5 条の他会計からの補助金は、予算第 10 条に定めた、一般会計からこの会計補助を受ける金額を 2 億 9,020 万 7,000 円とします。

補正予算の主な説明につきましては、補正予算明細書で説明いたしますので、12 ページをお願いいたします。

収益的収入の 1 款 2 項 2 目の補助金 59 万円の減額は、補助対象事業費の減額によるもの

で、3目の他会計補助金1,691万円の減額は、歳出不用額の発生によるものです。

13 ページをお願いします。

収益的支出の1款1項2目の処理場費1,190万円の減額は、各処理場管理業務や水質分析業務等の委託料の入札減少金及び、緊急用の修繕がなかったことによる減額が主なもので、3項の総係費500万円の減額は、各種計画策定業務委託の入札減少金による減額です。

14 ページをお願いします。

1款の資本的収入853万7,000円の減額は、1項1目の企業債、2項の他会計出資金及び3項の補助金とも、歳出の建設改良工事費の減額によるものです。

15 ページをお願いします。

資本的支出は、1款1項1目の管渠建設改良費の360万円の減額は、下水道マンホールポンプの更新工事の契約減少金によるもので、2目の処理場建設改良費の670万円の減額は、新築各浄化槽設置工事が見込みより2ヶ所減少したこと及びポンプ更新工事等の入札減少金等によるものです。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第21号、「令和7年度上島町下水道事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第21号は原案の通り可決されました。

○(前田 省二 議長)

ここで10分、2時まで10分間休憩をいたします。

再開は2時からよろしくをお願いします。

（ 休憩： 午後1時48分 ～ 午後2時00分 ）

日程第22～35、議案第22号～35号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続きまして、日程22、議案22号、「令和8年度上島町一般会計予算」から、日程第35、

議案第 35 号、「令和 8 年度上島町簡易水道事業会計予算」までの当初予算案 14 件を一括、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 22、議案第 22 号、「令和 8 年度上島町一般会計予算」から日程第 35、議案第 35 号、「令和 8 年度上島町簡易水道事業会計予算」までの当初予算案 14 件を一括議題といたします。

それでは、議案第 22 号、「令和 8 年度上島町一般会計予算」から順次説明を求めます。

説明する方は、座ってお願いいたします。

まず、一般会計。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第 22 号、「令和 8 年度上島町一般会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 68 億 6,000 万円と定めます。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は 6 億 8,600 万円と定めます。

第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第 1 号の通りと定めます。

8 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為は、魚島観光センターの指定管理料について期間及び限度額をそれぞれ定めています。

9 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を事業ごとに定めています。

続いて、予算の概要について説明いたしますので、別冊の予算説明資料 No. 1 の 2、「令和 8 年度上島町一般会計予算編成基本方針とその概要をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは、予算編成方針を掲載しております。

5 ページをお願いいたします。

まず、一般会計の予算総額は、68 億 6,000 万円で、前年度比 7.9%減となりました。

歳入については、自主的に収入を確保することができる町税などの自主財源が 3 割程度、国から交付される地方交付税などの依存財源が 7 割程度であり、国の動向に大きな影響を受ける財政構造となっております。

次に、歳出における経常的経費のうち、義務的経費は人件費が全体の 25.3%、交際費 15.6%、扶助費 3.4%で、総額の 44.3%を占めています。

なお、8 ページと 9 ページに表でまとめておりますので、参考にしてください。

それでは 6 ページをお願いいたします。

基金繰入金については、徹底した歳入の確保と歳出の抑制に努めることで、前年度比 31.9%

減の7億9,031万円となりました。調査については、5年度の公債費負担を抑制するため、交付税算入措置のある有利な起債を中心に計上しております。

続いて7ページに当初予算比較表、8ページに歳入予算目的別分類、9ページに歳出予算性質別分類、それぞれ示しております。

10ページをお願いいたします。

個別の項目について、歳入歳出の順に説明いたします。

1、町税についてですが、町民税は所得割の増等により、前年度比14.5%の増となっております。固定資産税は新築家屋評価分の増等により、0.4%の増となっております。町税全体としては、前年度当初と比べ3,634万円、6.7%の増となりました。

11ページをお願いいたします。

2、地方交付税についてですが、国の地方財政対策等により試算したところ、普通交付税は34億7,800万円と見込んでいますが、当初予算では、不確定要素を考慮して、試算額の約95%、前年比5.2%増の33億400万円を計上、計上しています。

なお、特別交付税については、前年度実績等を勘案し、前年度比4.8%増の4億3,700万円を計上しています。

12ページをお願いいたします。

5、国庫支出金についてですが、学校施設環境改善交付金等の増はありますが、循環型社会形成推進交付金及びデジタル基盤改革支援補助金等の減により、34.1%の減となっております。

13ページをお願いいたします。

6、県支出金についてですが、がけ崩れ防災対策事業補助金等の減はありますが、水産物供給基盤機能保全事業補助金等の増により、12.1%の増となっております。

14ページをお願いいたします。

7、町債についてですが、辺地火災及び、脱炭素化推進事業債の減等により、47.4%の減となっております。

15ページをお願いいたします。

8、主な基金の状況についてですが、徹底した歳入の確保と歳出の抑制に努めることで、令和8年度当初時点での基金繰入金の総額は、7億9,031万円といたしました。

今後も可能な限り取り崩しを抑制していきたいと考えております。

16ページをお願いいたします。

これから歳出に移ります。

1、人件費についてですが、主な増要因は、人事院勧告に伴う、給与改定等によるもので、人件費全体では2.1%の増となっております。

続いて17ページをお願いいたします。

2、物件費についてですが、物価高騰の影響はありますが、徹底した節減に取り組んだことにより、物件費全体では0.3%の減となっております。

18ページをお願いいたします。

3、補助費等についてですが、後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費負担金の増等

ありますが、町単独補助金の減等により、補助費等全体では0.5%の減となっています。

19 ページをお願いいたします。

4、交際費についてですが、前年比5.5%の減となっており、そのうち交付税の算入率は61.6%を見込んでおります。

20 ページをお願いいたします。

5、扶助費についてですが、児童手当等の増により、扶助費全体では2.2%の増となっています。

21 ページをお願いいたします。

6、投資的経費についてですが、まず、工事費、公共分としては、上島クリーンセンター、基盤的整備改良事業等の減により、45.6%の減となっています。

町単独としては、公共施設LED化事業等の減により、34.6%の減となりました。

次に、その他としては、町有バス、小型車両更新事業等の増により、1,617.5%の増となりましたが、投資的経費全体では37.6%の減となりました。

23 ページをお願いいたします。

7、繰出金についてですが、各会計の運営経費、建設経費等の一部として、特別会計及び企業会計に、一般会計から繰り出しを行っており、全体では、一般会計予算総額の約15%。10億1,280万円となっています。

24 ページから27 ページにかけては、主な普通建設事業について、事業費、施工箇所を取りまとめておりますので、参考にしてください。

最後に別冊として、令和8年度上島町当初予算主要事業の概要を作成しておりますので、こちらも参考にさせていただき、いただけたらと思います。

以上で議案第22号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第23号、「令和8年度上島町国民健康保険事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ7億8,530万円とします。

第2条に一時借入金の最高額を7,860万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので8ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税1億1,033万1,000円は昨年度より、被保険者数の減少に伴い減額となります。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目の保険給付費等交付金は、5億8,415万9,000円。これにつきましては非を

同じく非保険者の減少に伴い減額となります。

6款1項1目の一般会計繰入金7,890万円は、保険基盤安定繰入金及び出産育児一時金繰入金。その他繰入金の減によるものです。

13ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費4億8,960万円は昨年度と比較して、被保険者数の減少による未実績見込みによる減です。

18ページをお願いいたします。

3款の国民健康保険事業費納付金1億6,198万7,000円は、令和7年度国民健康保険納付金の確定額を参考にしています。

以上で議案23号の説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第24号、「令和8年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は第1条にありますように、歳入歳出それぞれ6,200万円として、と定めています。

第2条で、一時借入金の最高額を620万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項、外来収入587万円1,000円は、令和7年度の実績をもとに推計した診療報酬を計上しています。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目、一般会計繰入金。440、4、4,440万円は、人件費、公債費等に充てるため繰り入れるものです。

2項1目事業勘定繰入金1,072万円は、僻地直進運営費の国庫補助金分の繰り入れです。

9ページのお願いします。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費3,577万2,000円は、医師を含む職員の人件費や、愛媛県で開催されます全国国保地域医療学会参加のための旅費、レセプトコンピューター保守点検委託料などを計上しています。

11ページをお願いいたします。

2款1項3目、医薬品衛生材料費414万円は、医薬品や衛生材料費等の医薬材料費を令和7年度の実績をもとに推計し計上しています。

以上で説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第 25 号、「令和 8 年度上島町魚島出張診療所事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算総額は第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 440 万円と定めています。

第 2 条で、一時借入金の最高額を 50 万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項外来収入 86 万 8,000 円は、令和 7 年度の実績をもとに計算しています。

3 款 1 項 1 目、県補助金、衛生費補助金の 284 万 2,000 円は、人件費等の歳出対象費用分から、歳入の診療報酬などを差し引いた基準額に補助率 3 分の 2 を掛けて算出した額を計上しています。

8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 3,30 万円は、人件費等、診療所運営費に充てるため繰り入れるものです。

9 ページをお願いします。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 384 万 3,000 円は、医師を含む職員の人件費、2 ヶ月分を計上しています。

10 ページをお願いいたします。

2 款 1 項、2 款 1 項 2 目、医薬衛生材料費 37 万 4,000 円は、薬品や衛生材料費等の医薬材料費を、令和 7 年度の実績をもとに推計し計上しています。

以上で説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第 26 号、「令和 8 年度上島町後期高齢者医療事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、歳入、第 1 条で歳入歳出それぞれ 2 億 400 万円と定め、第 2 条で、一時借入金の最高額を 2,040 万円と定めています。

主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款 1 項、後期高齢者医療保険料 1 億 4,324 万 3,000 円は、令和 7 年度実績をもとに、愛媛県後期高齢者医療広域連合が算出した金額を計上しています。

4 款 1 項、一般会計繰入金 60,000 万円は広域連合の納付金や、低所得者に対する保険料軽減分の負担として繰り入れるものです。

9 ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 271 万 5,000 円は、納税通知書郵送料や後期高齢者医療システムに係る電算処理業務を計上しています。

10 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 76 万 8,000 円は、保険料調定予定額に町の低所得者に対する保険料軽減分を加えた 1 億 9,322 万 1,000 円と市町共通経費として広域連合への負担金 754 万 7,000 円です。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○(田房 良和 総務部長)

それでは、議案第 27 号、「令和 8 年度上島町 C A T V 事業会計予算」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 2,700 万円と定めております。

次に第 3 条で、一時借入金の借り入れの最高額を 2,270 万円と定めております。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1 款 1 項 1 目、C A T V 使用料は、前年度より 39 万 7,000 円減の 3,185 万 7,000 円を見込んでおります。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、1,520 万円を見込んでおり、前年度と比較して 1,650 万円の減で、これは C A T V 使用機器の更新が補助対象となる見通しとなったため、特定財源として、補助金と起債を充当したことが要因となっております。

5 款 1 項 1 目、C A T V 事業国庫補助金は 8,947 万 8,000 円を見込んでおり、これはケーブルテレビネットワークの耐災害性強化工事に充当するものです。

次に、7 款 1 項 1 目、町債は 8,940 万円を見込んでおり、これは C A T V 施設整備事業債として、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化工事に充当するものです。

続いて歳出ですが、10 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、C A T V 事業費は 2 億 2,623 万 6,000 円を計上しており、前年度と比較して、1 億 5,886 万 9,000 円の増となっております。

内訳の主なものについては、まず、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費の人件費は、一般職 3 名分とフルタイム会計年度任用職員 1 名分で 2,561 万 2,000 円を計上しており、前年度と比較して、114 万 3,000 円増となっております。

11 ページをお願いいたします。

14 節、工事請負費は 1 億 8,381 万 9,000 円を計上しており、主な内容は、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化工事によるもので、前年度と比較して、1 億 5,717 万 5,000 円の増となっております。

17 節、備品購入費は 152 万 6,000 円を計上しており、主な内容は、業務用ビデオカメラの

購入によるもので、前年度比と比較して、89万円の増となっております。

以上で議案第27号の説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

議案第28号、「令和8年度上島町介護保険事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条で歳入歳出それぞれ9億6,800万円と定め、第2条で一時借入金の最高額を9,680万円と定めています。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

歳入歳入ですが、1款1項の介護保険料1億7,873万円は、被保険者の減少に伴い、減額となっております。

3款1項1目、国庫負担金の介護給付費負担金1億5,346万7,000円と、次のページ、4款支払基金交付金2億4,302万円と5款、県支出金1億3,216万2,000円については、保険給付費の減額に伴い減っています。

11ページをお願いいたします。

7款1項1目、介護給付費繰入金1億629万7,000円はルール分で、保険給付費の減額に伴って減っています。

13ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項、総務管理費3,138万5,000円は、第10期の介護保険事業計画作成と介護保険事務処理システムの標準化やDX対応版の導入等により増となっております。

16ページをお願いいたします。

3項の介護認定審査会費1,059万円は、人件費の組み替えにより減となっております。

19ページをお願いいたします。

2款1項、介護サービス等諸費7億9,597万円は、介護認定者数の減、居宅サービス施設サービス費の利用者利用額の減に伴い減額となっております。

27ページをお願いいたします。

2款6項1目、特定入所者介護サービス費1,656万円は、介護保険施設及び短期入所の増により増額となっております。

以上で説明を終わり、終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

次に、議案第29号、「上島町介護サービス事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条にありますように歳入歳出それぞれ5,230万円と定めています。

第2条では一時借入金の最高額を530万円と定めています。

予算の主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いい

たします。

歳入ですが、8ページにかけての1款、1款のサービス費収入1,941万8,000円については、利用者の増に伴い、増額となっています。

続いて歳出になります。

12ページをお願いいたします。

2款2項1目、地域密着型サービス等事業費2,258万5,000円は、魚島竜宮園の運営事業費で、パートタイム職員の実績に伴い減額となっています。

14ページをお願いいたします。

2款3項1目、居宅介護支援事業の、1,851万円は、生名居宅支援影響、生名の居宅介護支援の運営事業費で、人件費及び電算利用料のリース替えなどに伴い増額となっています。

以上で説明を終わります。

○(田房 良和 総務部長)

議案第30号、「令和8年度上島町魚島船舶事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ4億2,900万円と定めます。

第3条では、一時借入金の最高額を4,290万円と定めています。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を事業ごとに定めています。

予算の主なものについて、事項別明細書で説明しますので、8ページをお願いいたします。

歳入です。

1款1項1目の運行収入は、運行実績に伴い、対前年比、前年度比52万5,000円増の2,308万1,000円を予算計上しております。

2款1項1目の国からの離島航路補助金は、新船建造に伴い、対前年度比2,054万9,000円増の4,966万3,000円を予算計上しております。

3款1項1目の県からの離島航路補助金は、対前年度比1,200万円増の4,500万円を県予算計上しております。

4款1項1目の一般会計繰入金は、対前年度比1,060万円減の6,180万円を計上しております。

7款1項1目の船舶建造事業債は、新船建造に伴い、2億4,840万円を予算計上しております。

続いて歳出に移りますので、10ページをお願いいたします。

1款1目、1款1項1目の一般管理費は、船舶事業の経営等に関わる諸費用で、職員給与費の1名減に伴い、対前年度比878万円減の1,603万円を予算計上しております。

12ページをお願いいたします。

1款2項1目の一般業務費は、魚島土生間の運行に関わる諸費用で、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、対前年度比313万9,000円増の6,676万7,000円を予算計上しております。

す。同2目の動力費は対前年度181万2,000円増の4,690万8,000円を予算計上しております。

13ページをお願いいたします。

同3目の営繕費は、船舶検査等に関する費用で、対前年度55万円増の2,461万円を予算計上しております。同4目の船舶建造費は、新船建造にかかる本町負担分の工事費など、2億7,331万3,000円を予算計上しております。

以上、議案第30号の説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

議案第31号、「令和8年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,800万円と定め、第3条で一時借入金の最高額を4,480万円と定めています。

主な予算の予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項、施設介護サービス費収入2億5,660万円は、利用人数を1日平均64.6人と見込んで予算計上しています。

次に、1款2項、居宅介護サービス費収入1,640万円は、ショートステイの利用人数を1日平均4.4人と見込んで予算計上しています。

9ページをお願いいたします。

7款1項1目、一般会計繰入金は、起債償還充当分と運営経費に係る財政調整分を合わせて繰り入れするもので、1億6,200万円を計上しています。

11ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目、一般管理費3億6,249万6,000円は、人件費や工事請負費として、耐用年数を超え修繕の機会が多く今後部品の調達ができなくなる特殊特殊浴槽機整備事業1,056万円などを計上しています。

13ページをお願いいたします。

2款1項1目、介護サービス事業費の17節、備品購入費43万円は介護用備品の車椅子2台を購入するものです。

14ページをお願いいたします。

2款2項、居宅介護サービス事業費318万6,000円は、前年度実績を参考にショートステイ利用者に係る必要経費を予算計上しています。

16ページをお願いいたします。

4款1項の公債費3,314万7,000円は、新しい海光園建設時に借り入れしました長期債の元利償還金を予算計上しております。

以上で説明を終わります。

○(田房 良和 総務部長)

議案第 32 号、「令和 8 年度上島町生名船舶事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 3 億 3,400 万円と定めます。

次に、第 2 条では、一時借入金の借り入れ最高額を 3,340 万円と定めています。

予算の主なものについて、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入についてですが、1 款 1 項 1 目の運行収入 2 億 6,760 万円は、令和 7 年度実績見込みにより、前年度から 710 万円増額して計上しております。

3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、船舶ゆめしま建造に係る辺地債の普通交付税算入分の 1,880 万円を計上し、2 項 1 目の基金繰入金 4,300 万円は元利償還額 2,820 万円と財政調整分 1,480 万円を生名船舶基金から繰り入れるものです。

次に、歳入について説明しますので、8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費は、船舶事業の経営等に関わる事務職員給与等の所要費用で 6,420 万 5,000 円を計上し、対前年度 513 万 1,000 円の増となりますが、これは人件費の上昇に伴う、立石港務所管理業務費の増や消費税の増額によるものです。

10 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目の運行総務費は、立石長崎航路の運航に関わる海事職員給与等の諸費用で 1 億 7,055 万 4,000 円を計上し、対前年度比 330 万円の増額となりますが、これは給与改定による船員の給与手当等による人件費等の増額によるものです。

11 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 2 目の船舶整備費は、生名フェリーの船舶検査整備費用で、5,000 万円をゆめしまいきなの 2 隻の検査ドック費用と緊急修繕費用として前年度と同額を計上しております。

12 ページをお願いいたします。

2 款 1 項、公債費は、ゆめしま建造の長期債元利償還金で、4,701 万 4,000 円を計上しております。

以上で議案第 32 号の説明を終わります。

○(田房 良和 総務部長)

続きまして、議案第 33 号、「令和 8 年度上島町上水道事業会計」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の業務の予定量は、1、給水戸数 3,150 戸。2、年間総給水量 58 万 6,816 m³。3、1 日平均給水量 1,608 m³。4、主要な建設改良事業は 120 万円で、漏水検知器の更新を予定しています。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入を 2 億 3,000 万円、支出を 2 億 2,000 万円と定めています。

2 ページをお願いいたします。

第 4 条の資本的収入及び支出について、収入は予定額なしとし、支出を 120 万円と定めて

います。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 120 万円は、当該年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11 万円及び過年度分損益勘定留保資金 109 万円で補填するものとしています。

第 5 条は一時借入金の限度額を 2,300 万円と定めています。

第 6 条は、予定支出の各項の経費は、営業費用及び営業外費用間の流用が可能であることを定めています。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を職員給与費の 1,541 万 3,000 円と定めています。

続いて、予算の主なものについて予算明細書で説明しますので、21 ページをお願いいたします。

収益的収入の 1 款 1 項 1 目の給水収益は、給水料金及び量水器使用料で 1 億 8,952 万 3,000 円を計上し、対前年度 440 万 9,000 円の増額となりますが、使用水量の増によるものです。

2 項 2 目の長期前受金戻入は、減価償却に充てるため、国庫補助金などの長期前受金から償却見合い分を収益として振り替えて 3,838 万 6,000 円を計上しています。

22 ページをお願いします。

収益的支出の 1 款 1 項 1 目の減水及び浄水費は、受水にかかる費用で 1 億 325 万 1,000 円を計上し、対前年度 774 万 9,000 円の増額となりますが、これは近年の使用料の実績から、使用水量の増加が見込まれるので、7 節の受水費が増額となったことによります。

2 目の配水及び給水費は、排水設備や検針業務にかかる費用で 2,172 万 7,000 円を計上しています。

23 ページをお願いします。

3 目の総係費は、上水道事業の事務職員の人件費及び上水道の経営に係る管理委託料等の諸費用として 2,530 万 2,000 円を計上しています。

26 ページをお願いします。

4 目の減価償却費は、令和 8 年度の減価償却、額として 6,207 万 7,000 円を計上しています。

27 ページをお願いします。

資本的支出の 1 款 1 項 4 目の備品購入費は、漏水探知機の更新で 120 万円を計上しています。

以上で議案第 33 号の説明を終わります。

○(田房 良和 総務部長)

続きまして、議案第 34 号、「令和 8 年度上島町下水道事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の業務の予定量は、1、下水道接続戸数 2,980 戸。2、年間汚水処理水量 58 万 m³。

3、1日平均処理水量1,590 m³。4、主要な建設改良事業は、8,833万2,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入支出とも4億5,000万円と定めています。2ページをお願いします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を1億1,126万円。資本的支出を2億4,846万8,000円とし、不足する1億3,720万8,000円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額376万3,000円。過年度分損益勘定留保資金7,174万4,000円。当年度分、損益勘定留保資金6,170万1,000円で補填するものとしています。

3ページをお願いします、いたします。

第5条は、起債の目的、限度額起債の方法、利率、償還の方法を定めています。

下水道債は、限度額3,580万円、公営企業適用債は190万円を限度額としています。

第6条は一時借入金の限度額を4,500万円と定めています。

第7条は、予定支出の各項の経費は、営業費用及び営業外費用間の流用が可能であることを定めています。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を職員給与費の1,346万5,000円と定めています。

4ページをお願いします。

第9条は一般会計から下水道会計補助を受ける金額を2億8,145万1,000円と定めています。

続いて、予算の主なものについて予算明細書で説明しますので25ページをお願いします。

収益的収入の1款1項1目の下水道使用料は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3事業の使用料を合わせた収入として、7,256万円を計上しています。

2項3目の他会計補助金は、一般会計からの繰入金2億8,145万1,000円を計上しています。

4目の長期前受金戻入は、長期前受金から償却見合い分を減価償却に充てるため、9,558万5,000円を収益として振り替えて計上しています。

予算の主なもの。失礼しました。26ページをお願いいたします。

収益実施、支出の1款1項1目の管渠費は、管路やマンホールポンプなどの維持管理にかかる費用で、管路の点検費用や光熱水費、動力費、工事費など、総額2,126万7,000円を計上しています。

2目の処理場費は、処理施設の維持管理にかかる費用で、薬品費用や、管理委託業務費用、汚泥の処分費、工事費用など、総額で1億7,088万円を計上しています。

28ページをお願いします。

3目の総係費は、下水道事業の事務職員の人件費及び下水道の経営に係る諸費用で、2,218万8,000円を計上しています。

30ページをお願いします。

4目の減価償却費は、令和8年度の減価償却額として、2億2,115万7,000円を計上しています。

2項の営業外費用は、起債償還の利子及び消費税支払い予定額として、1,240万8,000円を計上しています。

31ページをお願いします。

資本的収入は1億1,126万円を計上し、対前年度比4,726万4,000円の増となりますが、これは、社会資本整備総合交付金事業、農業集落排水施設整備事業などの業務や工事の開始により、1項の企業債及び3項の補助金が増額となるためです。

32ページをお願いします。

資本的支出の1款1項2目の処理場建設改良費は、8,650万6,000円で弓削浄化センター実施設計1,900万円。西部長江農業集落排水施設機器改修工事5,990万円など計上しています。

以上で議案第34号の説明を終わります。

○(田房 良和 総務部長)

続きまして、議案第35号、「令和8年度上島町簡易水道事業会計」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

第2条の業務の予定量ですが、1、給水戸数90戸。2、年間総給水量1万7,000m³。3、1日平均給水量40m³を予定しています。4、主要な建設改良費につきましては計上はありません。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入歳出それぞれ6,400万円と定めています。

2ページをお願いします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を1,335万9,000円。資本的支出を3,021万9,000円とし、不足する額を当年度損益勘定留保資金1,686万円と定めています。

第5条は一時借入金の限度額として640万円を定めています。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額は、職員給与費の566万5,000円です。

第7条は、予定支出の各項の経費は、営業費用と営業外費用の間で流用が可能であることを定めています。

予算の主なものについて予算明細書で説明しますので、21ページをお願いします。

収益的収入の1款1項1目、給水収益は、簡易水道料金333万円を計上しています。

2項2目、長期前受金戻入1,622万7,000円は、減価償却に充てるため、国庫補助金等の長期前受金から償却見合い分を収益として振替計上しています。

支出に移りますので、22ページをお願いします。

1款1項1目は受水にかかる費用で、水道施設の保守点検に伴う人件費、部材費等の上昇により、対前年度261万2,000円増の2,241万7,000円を計上しています。

23ページをお願いします。

2目、総係費は、事務職員の人件費及び管理委託料の等の諸費用として、対前年度2万

4,000円増の671万8,000円を計上しています。

25ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入は1款1項1目で、建設改良費等に対する一般会計の出資金として、対前年度700万8,000円減の1,335万9,000円を計上しています。

支出では、1款1項1目に建設企業債元金償還金として、対前年度765万2,000円減の3,021万9,000円を計上しています。

以上で議案第35号の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○(前田 省二 議長)

説明が終わりましたが、ただいまの議案第22号から議案第35号までの各会計当初予算案については、慎重審査の必要がありますので、予算決算委員会に付託して審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）はい。

ご異議なしと認めます。

従って、議案第22号、「令和8年度上島町一般会計予算」から、議案第35号、「令和8年度上島町簡易水道事業会計予算」までの当初予算案14件については、予算決算委員会に付託し、会期中に審議することに決定いたしました。

よって、ここでの質疑は省略いたします。

日程第36、議案第36号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第36、議案第36号の「工事請負契約の締結について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○(大林 卓也 魚島支所長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大林魚島支所長。

○(大林 卓也 魚島支所長) はい。

議案第36号工事請負契約の締結についての説明をいたします。

まず初めに、資料といたしまして仮契約書の写しを添付する必要がありましたが、3者間での契約手続きに時間を要したため、当日配付させていただきました。申し訳ありませんでした。

それでは、議案第36号工事請負契約の締結について次の通り請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 魚島船舶新船建造工事
- 2、契約の方法 随意契約
- 3、契約金額 5億5,000万円
- 4、契約相手方 広島県尾道市浦崎町1471番地8
ツネイシクラフト&ファシリティーズ株式会社
代表取締役、神原 潤

提案理由といたしましては、魚島船舶新船建造工事について請負請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第36号、「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立多数です。

よって、議案第36号は原案の通り可決されました。

日程第37、議案第37号

○(前田 省二 議長)

続いて日程37、議案第37号、「上島町辺地総合整備計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

議案第37号、「上島町辺地総合整備計画の策定について」ご説明いたします。

これは令和5年度から令和7年度の計画が終了したことに伴い、次期計画、令和8年度から令和10年度を策定する必要があるため、提出するものです。

この計画に掲載されていることが、財政的に有利な辺地債を借り入れる際の前提条件となることから、現時点で対象となりうる事業計画について、掲載をしております。

よって、本計画への事業掲載と予算計上とは必ずしも一致するものではありません。

計画の内容ですが、辺地を構成する区域は、旧町村単位で弓削辺地・生名辺地・岩城辺地・魚島辺地の計4つの辺地となっております。

1枚めくっていただき、計画書4分の1ページ、弓削辺地の総合整備計画書をご覧ください。

1の辺地の概況の中の3番に辺地度点数という項目がありますが、辺地度点数という客観的な指標を算出し、その点数が100点以上であることが辺地の要件となっております。

弓削辺地につきましては、174点となっております。

2の公共施設の整備を必要とする事情については、4つの辺地とも同様に離島であり、住民の生活基盤となる公共施設の整備が遅れていることから、必要な施設整備が望まれているということです。

3の公共施設の整備期間は、令和8年度から令和10年度の3年間としています。

整備計画の内容につきましては、表に示しておりますように地方創生道整備事業などに伴う交通通信体系施設、スクールバス購入事業に伴う教育文化施設、弓削浄化センター長寿命化事業などに伴う生活環境厚生施設について、それぞれ計上しており、弓削辺地の総事業費は9億8,990万円となっております。

1枚めくっていただき4分の2ページ、生名辺地の計画書をご覧ください。

生名辺地の辺地度点数は、196点となっております。

計画内容につきましては、表に示しておりますように道路改修事業に伴う交通通信体系施設、いきなスポレク公園改修事業に伴う教育文化施設、海光園改修事業に伴う生活環境厚生施設について、それぞれ計上しており、生名辺地の総事業費は2億2,750万円となっております。

1枚めくっていただき4分の3ページ、岩城辺地の計画書をご覧ください。

岩城辺地の辺地度点数は、181点となっております。

計画内容につきましては、表に示しておりますように道路改修事業に伴う交通通信体系施設、岩城浄化センター長寿命化事業などに伴う生活環境、厚生施設についてそれぞれ計上しており、岩城辺地の総事業費は8,410万円となっております。

1枚めくっていただきまして4分の4ページ、魚島辺地の計画書をご覧ください。

魚島辺地の辺地度点数は225点となっております。

計画内容につきましては、表に示しておりますように魚島船舶建造事業などに伴う交通通信体系施設について計上しており、魚島辺地の総事業費は1億5,420万円となっております。

以上が今回の辺地に係る総合整備計画となっております。

なお、本計画の策定にあたっては、法律に基づき事前に都道府県との協議が必要となっており、愛媛県からは、「意見なし」の回答をいただいております。

以上で議案第37号、「上島町辺地総合整備計画の策定について」の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

いきなスポレクの改修の内容を教えてください。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、後藤観光戦略課長。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) はい。

いきなスポレクの改修の内容になりますが、令和8年は、トイレの洋式化を今のところは、検討しております。令和9年度以降もですね、部分的な改修とか必要なもので、大規模改修も含めて、芝とか、空調とかの更新も検討していこうかということで、今のところ見込みの事業費を上げております。

○(前田 省二 議長)

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第37号、「上島町辺地総合整備計画の策定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第37号は原案の通り可決されました。

日程第38、議案第38号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第38、議案第38号「上島町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、檜垣企画情報課長。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) はい。

それでは、議案第38号、「上島町過疎地域持続的発展計画の策定について」説明いたします。

提案理由といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき策定しております。

上島町過疎地域持続的発展計画の計画期間が、令和8年3月31日で満了となることから、次期過疎地域持続的発展計画を策定する必要性が生じたため、同法第8条の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

それでは、計画の内容をご説明いたしますので、お手元の議案の計画の後ろに朱書きで説明資料と書いております資料の1ページ目をご覧ください。

まず1、本計画の策定目的ですが、過疎地域に指定された市町村は、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき地域の総合的、計画的な持続的発展を図るための総合計画、地域計画として、議会の議決を経て、過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画を定めることができるとされております。

これにより、過疎地域指定を受けている上島町においても、各分野の事業を過疎対策事業債などの国の財政支援を受けながら推進することができることから財政支援を受けるための条件となる本計画を策定しております。

次に、2番、過疎計画策定による国の支援措置については、記載の通り、1、国税の特例地方税の減収補填措置。2、都道府県代行。3、配慮措置。4、過疎対策事業債。5、国庫補助率のかさ上げ等の支援措置があり、特に過疎対策事業債は充当率100%で、70%が交付措置される有利な起債となっており、本町でも活用をしているところでございます。

次に、3、過疎地域指定の基本的要件については、人口要件として、昭和50年から平成27年までの40年間で、人口減少率が28%以上。財政力要件として、平成29年度から令和元年までの財政力指数が0.51以下であることが条件となっており、本町は人口減少率が47.7%、財政力指数が0.154といずれも要件を満たしていることから過疎地域に指定されております。

資料2ページをご覧ください。

4、計画期間ですが、法律の時限が令和12年度までとなっていることから、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年としております。

次に、5、計画構成についてですが、これは法第8条第2項の規定で、①から⑥までの内容を定めるものとするとしてされていることから、法規制に則して計画を構成し、分野別に取りまとめております。

6、主な変更点ですが、説明資料の2ページから4ページにかけて掲載しておりますが主にはデータ等の時点修正、次期上島町総合計画に即した基本方針、目標の設定、実施すべき各事業については、現計画における現状と問題点、その対策を各課で精査、見直しを行い、また、令和8年度から将来的に過疎対策事業債を充当し、施設実施する、施策実施する可能性のある事業を網羅的に事業計画に明記しております。

資料4ページの下段をご覧ください。

7、上島町における過疎債借入実績ですが、各年度、上段がハード事業、下段がソフト事業を明記しており掲載しているとおおり、毎年度、事業実施における有利な過疎債を借り入れしている状況でございます。

資料5ページをご覧ください。

8、計画策定スケジュールですが、法規定で、県との協議、議会の議決、公表、国への報告が義務づけられており、県との事前協議を経て1月14日から28日の間、パブリックコメントを行いました。

また、その間、1月16日の議員協議会において、本計画策定状況の説明をさせていただいたところでございます。

その後、パブリックコメントでのご意見はありませんでしたので、愛媛県に正式協議し、説明資料の最後に添付しております通り、令和8年2月3日付で、愛媛県知事より「異議なし」と同意がありましたので、本定例会へ上程させていただいております。

以上、簡単ですが、議案第38号、「上島町過疎地域持続的発展計画の策定について」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 38 号、「上島町過疎地域持続的発展計画の策定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。賛成、起立全員です。

よって、議案第 38 号は原案の通り可決されました。

日程第 39、議案第 39 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 39、議案第 39 号、「上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、議案第 39 号、「上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について」説明いたします。

提案理由といたしましては、新たに上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び、上島町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 4 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、上島町体験研修施設「知新館」、上島町岩城 875 番地

2、指定管理者は、上島町岩城 2920 番地 岩城島農村塾

3、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

それでは内容について説明いたしますので、1 ページめくっていただきまして、上島町公の施設指定管理者選定審議会審議結果答申書をご覧ください。

指定管理者については、現在の受託者 1 社からの応募があり、指定管理者選定審議会での審議結果を受けて、岩城島農村塾を指定するものでございます。

また、参考資料といたしまして、事業者から提出された申請書等を添付しておりますので、参考にしてください。

以上簡単ですが、議案第 39 号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 39 号、「上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 39 号は原案の通り可決されました。

日程第 40、意見書第 1 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 40、意見書第 1 号、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について」を議題といたします。

提出議員である徳永議員、提出理由の説明をお願いいたします。

徳永議員登壇をお願いします。

（徳永 貴久 議員 登壇）

○(7番・徳永 貴久 議員)

意見書、第 1 号、「刑事訴訟法の最新規定の改正を求める意見書について」地方自治法第 99 条の規定により、上記の意見書を別紙の通り提出します。

令和 8 年 3 月 4 日。上島町議会議長、前田省二様。提出者、上島町議会議員、徳永貴久。賛成者、上島町議会議員、尾藤俊輔。賛成者、上島町議会議員、徳岡誠。

提出理由です。

今般の情勢として、いわゆる袴田事件、福井女子中学生殺害事件で、再審無罪判決が確定した事実があり、これらは、現行法が有する結果の是正が急務であることを如実に示すものである。よって、国によっては、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の最新規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望するため、意見書を提出するものである。

以上です。

（徳永 貴久 議員 降壇）

○(前田 省二 議長)

ただいま提出理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから討論を終わります。

これから意見書第1号、[刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について]を採決いたします。

お諮りいたします。

本案の通り可決し、関係先に意見書を送付することに賛成の方はご起立願います。

はい。起立全員です。

よって、意見書第1号は原案の通り可決されました。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

議長、請願に移る前にですね。確認したいことがあるので、暫時休憩お願いできますか。

○(前田 省二 議長)

はい、わかりました。

それでは、3時25分まで暫時休憩といたします。

(休 憩 : 午後3時11分 ~ 午後3時25分)

日程第41~43、請願第1号~第3号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第41、請願第1号、「上島町小中学校統廃合に関する請願」から日程第43、請願第3号、「家老渡から上弓削航路の維持存在に関する措置を求める請願書」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号から請願第3号については、会議規則第92条の第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

はい。ご異議なしと認めます。

従って、請願第1号から、請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、請願第1号、「上島町小中学校統廃合に関する請願について」紹介議員である本田議員。提案理由の説明を求めます。本田議員、登壇、お願いします。

(本田 志摩 議員 登壇)

○(3番・本田 志摩 議員)

請願。件名、「上島町小中学校統廃合に関する請願」

上島町議会議長、前田省二様。岩城小中学校統廃合を考える会。宮本直樹。紹介議員、本田志摩。同じく濱田高嘉。同じく濱田和保。

趣旨。町教育委員会事務局は、2月10日の上島町学校適正配置基本計画説明会。括弧以下、説明会という括弧閉じにおいて、基本計画の骨子案を公表した。それによれば、弓削・生名・岩城の小学校を2028年度、弓削・岩城中学校を29年度に弓削地域の学校施設を活用して統合する案で25年度中に計画さ、策定を目指すとの説明があった。骨子案は、教育委員会告示第1号、令和3年9月29日による上島町学校の在り方検討委員会が、25年12月にまとめた提言書を反映させたとのことである。この提言書は、10対7の多数決によるものであり、委員間で合意形成があったとは言いがたいものである。

また、教育委員会への提言書提出までに、地域住民から、住民説明会や審議会の開催要望。

岩城事業者から、学校存続の請願等により、児童、生徒、保護者、地域住民からの合意がえられていない状況のため、統廃合について、もう少し丁寧に進めて欲しい旨等を訴えたところ、教育委員会から正式な返答が皆無のまま、計画策定を進めている。

このことから、教育委員会事務局は、現在に至るまで、地域の声を幅広く聞く姿勢があったとは言いがたい。

よって、条例により設置された教育委員会の諮問機関であり、法的拘束力のある上島町学校教育問題審議会。平成18年9月29日。条例第33号、以下審議会条例という、における提言書を踏まえた審議が必要である。さきの生名中学校の統合は、審議会条例が制定された3ヶ月後の平成18年12月に町長が諮問した審議会において、審議されている。この審議会条例は、生名中学校の統合を議論するために制定されたことは明らかであり、このたびの5校もの学校対象とする重要な案件について、審議会には、さらに深い協議と公正な答申の取りまとめを求めるものである。

請願事項。町条例による、学校教育問題審議会を開催し、学校統廃合について、新たに審議していただきたい。

以上です。

(本田 志摩 議員 降壇)

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○(7番・徳永 貴久 議員)(挙手)はい。

○(前田 省二 議長)はい、徳永議員。

(徳永 貴久 議員 登壇)

○(7番・徳永 貴久 議員)

議席番号7番、徳永貴久です。

私は、上島町小中学校統廃合に関する請願に対し、不採択の立場で討論を行います。

まず、請願者の皆様が、私たちの町の子どもたちの教育環境や、学校が地域に果たす役割を深く案じ、今日、この場に声を届けられたことに対し、深く敬意を表します。

学校という存在は単なる学び舎を超え、私たち地域コミュニティーの心臓部です。

その将来を案ずる皆様の切実な思いは、私は私も、そしてここにいる議員一人ひとりも等しく共有していると信じております。

今回の計画をまとめたあり方検討委員会の委員の皆様は、私たちと同じこの町に住み、地域を愛する方々です。10対7という採決結果が物語るように委員の方々もまた、理想と現実のはざままで悩み、数多くの時間をかけて、熟議を重ねてこられました。その歩みは、決して誰かを排除するためのものではなく、子どもたちの未来のために、少しでも良い選択肢を探し求めた尊い時間であったと私は考えます。我々が今、選択すべき道は、果たして新たな審議会を設置することでしょうか。私はそうではないと考えます。去る2月10日の説明会において、学校教育課は、住民の皆様の率直な声に対し、誠実かつ真摯に向き合っていたと感じています。もちろん、1つの説明会ですべてが納得できるものではないことは理解しております。だからこそ、教育長が明言された再度の住民説明会という場こそが、今最も必要な対話の機会です。統合予定まで残り2年。この限られた時間を組織の再編ではなく、子どもたちの新しい学びの環境をどう作り上げ、作り上げるか作り上げるかという前向きな議論のために使いたい。それが、子どもたちの未来を第1に考える我々の責務ではないでしょうか。私は、これまでの検討委員会の歩みを信頼し、そして、教育長が約束された住民との対話を信じます。地域の皆様とともに、不安を期待に変えていくためのプロセスを、このまま着実に進めていくことが、町全体にとって最善の道であると確信しております。

皆様の賢明なご判断よろしくお願いいたします。

(徳永 貴久 議員 降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論はございませんか。(「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、請願第1号、「上島町小中学校統合、統廃合に関する請願」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。請願第1号を選択することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：本田議員、濱田和保議員、濱田高嘉議員

反対者：尾藤議員、宮畑議員、徳岡議員、上村議員、徳永議員、藤田議員、亀井議員、
藏谷議員

はい。起立少数です。

よって請願第1号は不採択することに決定いたしました。

○(前田 省二 議長)

続いて、請願第2号、「上島町小中学校統廃合魚島小中学校に関する請願について」照会議員である濱田高嘉議員提案理由の説明を求めます。

濱田高嘉議員登壇をお願いいたします。

(濱田 高嘉 議員 登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議長)

請願。件名は、「上島、上島町小中学校統合統廃合、括弧、魚島小学校中学校、括弧、に関する請願」であります。

令和8年2月21日。上島町議会議長、前田省二様。提出者、上島町弓削鎌田148番地1。壬生優子。紹介議員、濱田高嘉。

趣旨。読ませていただきます。

町教育委員会事務局は、2月10日に上島町学校適正配置基本計画説明会以下、説明会というを開催し、基本計画の骨子案を公表した。骨子案2の3には魚島小中学校を存続する旨、記載され、基本計画の内容の1つとして説明された。しかし、第二期、上島町学校在り方検討委員会、括弧以下、検討委員会、括弧は、今、小中学校の存続について一切検討はしていない。第6回検討委員会の開会早々事務局は、魚島小中は現在のまま行くという発言をした。

第6回会議録。1ページに掲載されております。その後、その後、2名の委員から、相次ぎ、このような発言がありました。魚島小中に対する在り方を検討すべきではないか。魚島小中について議論がされていないことを気にしていると発言し、ここまで、魚島小中の存続について議論されていないことの確認を明らかにした。事務局から、魚島の離島留学協議会で、議論がされ、存続の方向で進めている旨の情報が提供されたが、その後も議論は行われなかった。括弧、第6回会議録、7ページにあります。検討委員会は午後7時開始だったが、第6回に魚島の委員は不在で、その後、議論の機会もないまま、閉会している。

検討委員会が提出し、した提言書は10対7の多数決によるものであり、委員間で、合意形成があったとは言いがたい。検討委員会で1度も検討していないとの委員が認識し、指摘していながら、事務局は、魚島小中は現在のまま行くと述べ、提言書に記載し、過半数が、承認したとの、過半数が承認したことを理由に提言書を確定させた。

このような事務局の進め方は極めて恣意的であり、委員を混乱させ、公平な議論を損なう信義にもとるる行為である。提言書に記された魚島小中学校の存続に関する内容を検討委員会の意見と誤認したまま、基本計画に反映させることは、本来なされるべき検討の機会を損なうものであり、誠意ある対応とは言えない。

なお、魚島小中学校は、いわゆる小中一貫校でないことを確認している。町民に誤解を与える、町民に誤解を与えることのないよう、用語の使用にも今後留意されたい。

請願事項。検討委員会が魚島小中学校の存続について検討していなかったことを認め、上島町は、学校適正配置基本計画に魚島小中学校を存続する旨の記載はしないでいただきたい。

これが、請願の内容であり、請願の事項でございます。

文章が長いのでちょっと概略を改めて申しますとこういうことだと思っておりますけども、議事録を見ても、魚島小中学校の存続を議論した痕跡が見えないというのが第1点でございます。それから、2名の委員も議論していないことを認めて認めてる発言をしているという事実があります。にもかかわらず、事務局は魚島小中の小中は現行のままとするとして進行してきたという事実。このような事務局の進め方は、信義にもとるる行為である、ないかということですね。

提言書に書かれた魚島小中を存続する旨は、旨は、検討委員会としての意見ではないので、基本計画の記載されるべきではないと、このように考えております。

請願書が長文になってますので、なかなか合い、話が見えない部分があると思いますが、やはり確かに魚島の小中学校については、町長の方からも、令和10年以降についても、離島留学という制度について、そのような状況、学校を存続させていきたいという、意思表示も聞いておりますし、また、議会としても、そのことを今後、協議し、しながら、検討していくと思いますけども。この在り方検討委員会では、先ほど申しましたように議事録にも載ってありませんし、協議したという証拠はですね、それから2名の方々が、委員の方々が、しなくていいんですかという趣旨の発言をされておるとい状況にあります。

是非とも、その辺を踏まえて、皆様のご判断を仰ぎたいということで、請願書に私が手を挙げたということでございます。

何か質問ありましたら、また席に戻りますので、聞きたいと考えます。

よろしく願いいたします。

(濱田 高嘉 議員 登壇)

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

ただいまの説明を受けたんですけど、私の認識ではですね、もう2年経つと魚島地区の子どもがいなくなるということですね。魚島離島留学も含めて、魚島地区には、教育委員会傘下のもと、立派な検討委員会が、設置されているという認識なんですけど、そ、その点はいかがでしょう。

○(前田 省二 議長) 答弁は誰が、藤田議員、濱田議員、答弁は。

○(8番・藤田 徹也 議員) もちろん。

○(10番・濱田 高嘉 議長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議長)

今、同僚議員が言いましたように魚島ではですね、離島留学についての組織もあり、その方向に行くということは重々承知しておりますが、今回の問題は、あり方検討委員会、6回の会合の中で、この問題が、議論されてない、協議されてないという事実であります。これは1回から6回までの議事録を読んでもですね先ほど言いましたように、2名の方が、途中で発言をされておるとい状況にありまして、ここに書かれてるよう在り方検討委員会が、答申というか、提言したようにですね、魚島小中学校は、離島留学制度を活用して小中一貫校として存続するという結論は出てないはずで。ぜひこのことをよく理解していただいて、私どももこれから、魚島の離島留学については、まだ時間もありますし、確か町長は、平成10年以降、生徒はいなくなるので、それに対応して、今後も離島留学を続けたいという意向は我々何回も聞いてますし、それに対してまだ議会は、まだ結論を出してないと思いますけども。どちらにしましても在り方検討委員会で、この話が出てなかったと。出なかったとい

うことは事実ですので、物事の何ですかね。離島留学をする、するかしらないかということじゃなくて、ただ、在り方検討会の6回の会合で、なんだその話が出てないということを主、主眼にして判断をしていただきたいと、こう思っております。私は、魚島離島留学について、まだまだこれから議会内で理事者側と協議しながら、どうしていくかというのは、今後の問題として、あると思っておりますので、ぜひ、そのように考えて、決して、魚島の離島留学の組織を認めないということじゃないのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○(前田 省二 議長)

他になれば質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから請願第2号、「上島町小中学校統廃合、魚島小、魚島中学校に関する請願」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに、賛成の方はご起立願ひます。

（賛成者、起立）

賛成者：本田議員、濱田和保議員、濱田高嘉議員

反対者：尾藤議員、宮畑議員、徳岡議員、上村議員、徳永議員、藤田議員、亀井議員、
藏谷議員

はい。賛成少数です。起立少数です。

よって、請願第2号は、不採択することに決定いたしました。

○(前田 省二 議長)

続いて、請願第3号、「家老渡から上弓削航路の維持存続に関する措置を求める請願書」について、紹介議員である宮畑議員、提案理由の説明を求めます。

宮畑議員、登壇をお願いいたします。

（宮畑 周平 議員 登壇）

○(2番:宮畑 周平 議員)

議席番号2番、宮畑周平でございます。

請願第3号について紹介議員の1人として紹介させていただきます。

タイトルは、「家老渡上弓削航路の維持存続に関する措置を求める請願書」です。

令和8年3月2日。上島町議会議長、前田省二様。請願者、家老渡上弓削航路の維持存続を願う会会長、田房秀夫。同じく、上弓削区長、田房秀夫。久司浦地区長、川辺和広。沢津地区長、宮川阪光。上弓削地区長、宮地利雄。紹介議員、藤田徹也。同じく宮畑周平。同じく尾藤俊輔。

1、請願の趣旨。

この度、航路廃止が公表された家老渡・上弓削航路は、長年にわたり、私たち地域住民の生活を支える極めて重要な交通基盤であり続けてきました。年間の自動車輸送台数は延べ約10万台。旅客数は延べ約20万人に上っております。このように、本航路は、単なる移動手

段ではなく、住民、地域住民にとって不可欠なライフラインであります。本航路は、通勤、通学、通院をはじめ、買い物や娯楽等の日常生活のあらゆる場面において利用されており、島民の生活基盤を形成する根幹的インフラです。特に高齢化が進展する中で、医療機関へのアクセス確保は、生命、健康に直結する重要課題であり、本航路の安定運行は、地域の安心安全を守る観点からも必要不可欠であります。それに加えて、本航路は、私たちの日常生活を支える物流ルートでもあり、また、危険物の運搬や廃棄物等の搬出、観光面では、多数の観光客やサイクリストの利用など、地域の経済活動を支え、産業振興にも資する重要な役割を担っております。このように、本航路の廃止は地域経済全体に深刻な影響を与えると懸念しております。

請願事項。上島町議会として、上島町に対し、国や県とも十分に連携の上、本航路の安定的維持存続のため、財政的制度的措置を強く講じるように求めるものです。

以上です。

ここからは私個人の議員としてのメッセージになります。

本日の一般質問において、この家老渡・上弓削航路の存続については、多く議論されたので、この内容について、皆様ご理解十分いただけたと思います。これは決して弓削島だけの問題ではありません。町全体の交通網の問題です。この町の航路は公営民営の両方がありますが、本件、この件はですね、民営航路がその経営判断により、突然撤退する可能性を示しました。

そしてそれは、私たちの暮らしが極めて壊れやすい土台の上に成り立っていることを可視化し、私たちに突きつけたように思います。私たち議会がやるべきことは、町民の声を政治に反映し、長期にわたる町民の安心、安全、そして日常を守ることです。当該航路は自動車年間10万台、旅客20万人が行き来し、大変多くの住民の暮らしを支えています。

また、この航路が欠ければ、生名の公営渡船にも積み残しなどの影響が大きく出るでしょう。

また、生名、岩城にも同様に重要な民間航路が存在しています。それらを日々の暮らしで利用する住民のためにも、そして経済効果や交流の豊かさをもたらしてくれる人々の来訪のためにも、今ある交通網をできるだけ維持していきたい。

そして、維持する方法を皆で考え、具体化していきたい。私はそのように思っております。

同僚議員の皆様におかれましては、広い視野で俯瞰的にこの問題の本質をとらえていただき、賢明なご判断をしていただきますようお願いいたします。

以上です。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから請願第3号、「家老渡から上弓削航路の維持存続に関する措置を求める請願書」

を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

日程第44号及び45、報告第1号及び2号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第44、報告第1号及び日程第45、報告第2号の2件の「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

よって、日程第44、報告第1号及び日程第45、報告第2号の2件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり報告書が提出されております。

なお、報告第2号の派遣につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第1号「令和8年上島町二十歳を祝う会」

報告第2号「令和8年上島町消防出初式」

以上で「議員派遣報告について」を終わります。

日程第46～第49、議員派遣の件

○(前田 省二 議長)

次に日程第46から日程第49号までの4件の「議員の派遣」につきましては、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

ご異議なしと認めます。

よって、日程第46から日程第49号までの4件の「議員派遣の件」については、一括議題といたします。

本件につきましては、主催者から出席案内がありましたので、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。

「上島町立弓削」ごめんなさい、もとい「上島町立中学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校入学式」、「上島町立中学校入学式」に議員を派遣することにご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

ご異議なしと認めます。

よって、「上島町立中学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校入学式」、「上島町立中学校入学式」に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

○(前田 省二 議長)

以上、本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した議案第22号から議案第35号までの「令和8年度上島町一般会計予算及び各特別会計並びに企業会計予算案14件」については、3月12日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は、当日配布いたします。

お諮りいたします。

本日は、これで散会とすることにご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)
はい。ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これで散会とすることに決定いたしました。

(起立、礼)

ありがとうございました。

(了)

(令和8年3月4日 午後4時2分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 尾藤 俊輔

署名議員 宮畑 周平